

平成25年 第3回

仁木町議会定例会議録

開 会 平成25年9月25日

閉 会 平成25年9月25日

仁 木 町 議 会

平成25年第3回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日 時 平成25年9月25日（水曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書
日程第7 報告第2号 平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書
日程第8 一般質問 地域防災体制と避難道について（野崎明廣議員）
魅力ある観光産業の推進について（大野雅義議員）
本町におけるインフラ（社会資本）の老朽化対策について（住吉英子議員）
原発ゼロをめざして（上村智恵子議員）
灯油助成事業の恒常化を（上村智恵子議員）
豊かで活力ある町づくりについて（嶋田 茂議員）
日程第9 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第2号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議案第3号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第4号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第5号 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第6号 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第7号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第8号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第17 議案第9号 北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について
日程第18 同意第4号 仁木町教育委員会委員の任命について
日程第19 同意第5号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第20 意見案第10号 道州制導入に断固反対する意見書
日程第21 意見案第11号 地方財政の拡充に関する意見書
日程第22 意見案第12号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書
日程第23 意見案第13号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書
日程第24 意見案第14号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
日程第25 意見案第15号 J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書
日程第26 意見案第16号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書
日程第27 議員の派遣
日程第28 委員会の閉会中の継続審査
日程第29 委員会の閉会中の所管事務調査

平成25年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成25年9月25日 午前 9時30分
 閉 会 平成25年9月25日 午後 3時43分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

| | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1 番 野 崎 明 廣 | 2 番 住 吉 英 子 | 3 番 嶋 田 茂 |
| 4 番 宮 本 幹 夫 | 5 番 大 野 雅 義 | 6 番 林 正 一 |
| 7 番 上 村 智 恵 子 | 8 番 横 関 一 雄 | 9 番 山 下 敏 二 |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 聖 一 郎 | 教育委員会委員長 | 高 木 僚 一 |
| 副 町 長 | 美 濃 英 則 | 教 育 長 | 角 谷 義 幸 |
| 総 務 課 長 | 岩 井 秋 男 | 教 育 次 長 | 嶋 井 康 夫 |
| 財 政 課 長 | 岩 佐 弘 樹 | 農業委員会事務局長 | (川 北 享) |
| 会 計 管 理 者 | 鹿 内 力 三 | 選挙管理委員会委員長 | 芳 岡 廣 |
| 企 画 課 長 | 鈴 木 昌 裕 | 選挙管理委員会書記長 | (岩 井 秋 男) |
| 住 民 課 長 | 門 脇 吉 春 | | |
| ほ け ん 課 長 | 泉 谷 享 | | |
| 農 政 課 長 | 川 北 享 | | |
| 建 設 課 長 | 林 典 克 | | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 浜 野 崇 |
| 議 事 係 主 任 | 松 岡 亜 希 |

開 会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成25年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・嶋田君及び4番・宮本君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月12日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項、まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案9件、同意2件、意見書7件の合計20件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく、一般質問の通告が5名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、報告第1号及び日程第7、報告第2号については、2件を一括議題とし、報告を受けます。日程第8、一般質問については、通告順に従って野崎議員1件、大野議員1件、住吉議員1件、上村議員2件、嶋田議員1件の順番であります。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称及び委員数は、お手元に配布のとおりであります。日程第13から第14の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第15から第16の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第17の規約変更については、即決審議をお願いいたします。日程第18から第19の同意については、提案説明後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第20から第26の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第27、議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定に基づく議員派遣であります。派遣内容等については、お手元に配布のとおりであります。日程第28、委員会の閉会中の継続審査、日程第29、委員会の閉会中の所管事務調査につ

いては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。本定例会招集日は、本日9月25日水曜日。会期は、開会が9月25日水曜日、閉会が9月26日木曜日であります。

最後に、その他事項について申し上げます。今定例会の質疑（質問）形式については、平成25年第1回定例会3日目に行われた議会改革特別委員会中間報告のとおり、試験的に一問一答方式を導入することとします。また、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を、議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月25日から9月26日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月25日から9月26日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から平成25年度第6回の例月出納検査報告書並びに平成25年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程、この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要について報告をいただくことになっております。

次に、8月26日開催の平成25年第3回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。9月4日には、仁木消防団第2分団然別地区に配備されました小型動力ポンプ付積載車の入魂式並びに納車祝賀会に出席をいたしました。然別地区の皆様には、これまで以上に地域の安寧秩序の保持が図られることをお喜び申し上げ、お祝いの言葉を述べてまいりました。

また、9月10日の仁木地区の敬老会をはじめとして、12日は銀山地区、13日には大江地区、15日には然別地区で、それぞれの地区の関係団体の主催により敬老会に出席をいたしました。出席者の皆様には議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝と、これからもご健康で長寿を重ねられますように、お祝いの言葉を申し上げてまいりました。

それでは、中西代表監査委員から、平成25年第1回定例監査の概要について、報告をお願いいたします。

○代表監査委員（中西 勇）それでは、平成25年度第1回定例監査報告書の概要を、報告させていただきます。

ます。

冒頭ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。先般開催されました8月26日の臨時会におきまして、選任同意ということで、再び監査委員としてお世話になりました。皆様にはお世話になるとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、概要説明をさせていただきます。まず、諸般の報告の6ページからになります。第1番目として、監査の概要でございます。監査の実施日につきましては、平成25年の8月27日から29日までの3日間でございます。2番目に、監査の対象でございます。(1)として、町税・国保税の収納状況についてでございます。(2)農業関係補助金の執行状況についてでございます。3番目の監査の方法、それから4番目、監査の区分でございますが、それぞれ報告書に記載のとおりでございますので、後程ご高覧を賜りたいというふうに存じます。

次に、7ページでございます。第2、監査の内容でございます。1番目として、町税・国保税の収納状況についてでございます。(1)の監査の目的について、ちょっとお話をさせていただきたいと存じます。行財政運営の基盤は、健全な財政によることが基本であります。本町の場合は、重要な自主財源である町税の歳入に占める割合が8.4%と著しく低いため、地方交付税や国庫支出金、地方債等に依存する財政運営となっているところでございます。貴重な自主財源である町税や国保税には、多額の滞納や不納欠損が発生している状況でございます。税の公平性の観点からも、確実な徴収と滞納解消に向けた取り組みが重要であるため、町税及び国保税の収納状況について、監査を実施いたしましたところでございます。

次に、(2)町税等収入の状況でございます。1表に表したものを含めまして、平成24年、25年度調定額、収入済額、収入未済額等について、表で記載をさせていただいておりますので、この部分については、後程ご高覧を賜りたいというふうに存じます。

次、(3)番目でございます。町税・国保税の収納状況における監査の概要でございます。今回の定例監査では、7月末現在における収納状況調書の提出を求め、徴収状況、滞納対策、不納欠損の状況について聞き取りを行い、監査を実施したところでございます。本町では、徴収事務担当職員で構成される、町税等徴収事務対策委員会を組織し、徴収事務対策を実施しているところでございます。委員会では、共同臨戸徴収の実施や、夜間・休日窓口の設置、滞納者に対する対策の議論や情報交換などが行われておりました。

次に、8ページでございます。2番目の農業関係補助金の執行状況についてでございます。(1)監査の目的について、説明をさせていただきます。本町の基幹産業は農業であり、農業に関する補助は平成25年度11事業となっております。これらの補助金は、地方自治法232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。地方公共団体がある場合においては、地方公共団体に補助金交付の機能与える根拠とされているところでございます。補助事務手続につきましては、仁木町補助規則（昭和57年規則第4号）により、決められているものでございますが、補助金等の交付事務の取り扱いについての基本的事項を規定しております。なお、一部の補助事業につきましては、所管課等において、実施要綱や交付要領等を設け、補助金交付の目的や基準等を定めているものでございます。これらの実施要綱や交付要領等に基づいた補助金交付事務が適正に行われているか、また、事業が当初の補助金交付目的を達成しているかについて、監査を実施したところでございます。(2)は、事業執行状況の概要でございます。本町の農業関係補助事業は、平成25年度で11事業を実施

しておりました。事業によっては、年度途中ということもありまして、補助事業実施に至っていないものもありましたが、実施要綱・交付要領等に基づく交付事務が適正に行われておりました。(3)番目、農業関係補助金の執行状況における監査の概要であります。表を含めまして、11事業について、それぞれ必要な部分記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいというふうに思います。

次に、9ページでございます。第3、監査の結果でございます。1番目、町税・国保税の収納状況についてであります。指摘事項、指導事項、検討事項、これらの区分に該当するものはございませんでしたが、次のとおり意見を添えさせていただきたいと存じます。まず、1点目でございます。平成25年度分の収納状況については、概ね順調な収納状況にあり、徴収率については、管内の町村と比較しても、上位に位置しているところでございます。しかし、厳しい財政状況にあることや滞納者との不公平感を払拭し、町民の納税意識を高めるためにも、町税等徴収事務対策委員会の活用により、なお一層の取り組みが必要であると考えられます。2点目でございます。徴収専門部署や徴収専門員の導入も調査・検討する必要があるのではないかというふうに思っております。

次に、2番目でございます。農業関係補助金の執行状況についてでございます。指摘事項、指導事項、検討事項につきましては、それぞれ該当するものはございませんでしたが、次のとおり意見を添えさせていただきたいと存じます。まず、第1点目でございます。桜桃結実促進事業は、当初予算計上時にはマメコバチ導入の事業内容でありました。事業実施が難しいことから、年度途中で事業内容を変更しております。新年度予算編成にあたっては、事業を確実に履行されるよう、更に関係機関と協議を重ね、内容を精査していただく必要があると考えております。次に、2点目でございます。10年以上前から継続的に実施している事業につきましては、現在までの事業効果や今後の需用等も考慮し、計画を見直していく必要があるのではないかというふうに思っております。以上、報告させていただきまして、平成25年度第1回定例監査報告の概要についての報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での第1回の定例監査、ご苦労様でした。今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持し、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。

続きまして、本定例会の議事進行について報告いたします。先程、議会運営委員会委員長報告にありましたとおり、本定例会の質疑（質問）については、一問一答方式により執り行います。したがって、仁木町議会会議規則第54条、質疑の回数につきましては適用しませんので、関係各位のご協力をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成25年第3回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。山下議長、横関副議長はじめ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、高木教育委員長、天野農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長、中西代表監査委

員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

朝夕はめっきり涼しくなりましたが、皆様にはいつもながらお変わりなく何よりに存じます。9月に入りましてから、くだもの祭りや町内各地域での敬老会、そして神社のお祭りなど、多くの町民の方々と触れ合う機会がございました。それぞれの行事において、地域における住民の助け合い、支え合いをなくして、事業を運営することが非常に困難な時代になりつつあります。今後、益々高齢化が進むことが予想される中で、高齢社会を支えていくためには、全ての地域住民で連携していくことが必要不可欠であるということを改めて感じた次第でございます。

また、これからの農業の形を考える上で、現状を自らの目で把握するために、9月17日に鶴田農園で農業体験をさせていただき、ミニトマトの収穫からJA新おたる集出荷貯蔵施設へ出荷する過程までを体験しました。その後、新規就農者であります喜井氏の農園へ足を運び、本人が平成22年に本町へ就農してからの経験談をお話いただき、新規就農者に対しましてのサポートする側の重要性を学ばせていただきました。今後も私自身、このように様々な経験を通じて、当事者の声、町民の意見や考えを行政に反映させていけるよう努めてまいります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案9件、同意2件、計13件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。平成25年第3回仁木町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、旧仁木商業高等学校の跡地利用について申し上げます。旧仁木商業高等学校につきましては、平成24年3月末をもって閉校となりましたが、閉校後における校舎及びグラウンドを含む附帯設備の利活用につきましては、仁木町公有財産利活用計画検討委員会の「譲与による施設の利活用は困難である」との検討結果をいただき、町として熟考を重ね、その結果、「検討委員会報告を尊重する」としたところであり、同年4月に開催の仁木町議会全員協議会におきまして、議員各位にご理解をいただきましたので、北海道教育庁に対し、「譲与を受けないこと」及び「校舎等の取り壊し後においては、グラウンド及び校舎跡地を仁木町へ譲与していただきたい」旨の要望をしておりました。この度、北海道教育庁では、道立学校校舎等の跡地利用に向け、公募等を行っておりましたが、過日、北海道教育庁から旧仁木商業高等学校の校舎及び敷地について、複数の企業から跡地利用の応募の打診があったとの連絡を受けました。現在、北海道教育庁では、校舎及び敷地の処分に向けて、準備を進めていると伺っております。

次に、防災用備蓄庫整備事業について申し上げます。「仁木町地域防災計画」の災害予防計画に位置付けている「物資の調達・確保及び防災資機材等に関する計画」では、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保を円滑に行うための防災資機材等の整備を図ることとしております。災害用の食料、資機材等を備えるため、保管場所等の確保及び整備が必要であることから、防災用備蓄品につきまして、平成25年度に実施設計を行い、平成26年度に施工を予定しております。建設場所につきましては、仁木町保健センター側の現在使用していないゲートボール場用地とし、既に関係団体との調整を終えております。建物は、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延面積217㎡の備蓄倉庫棟と、コンクリートブロック造、平屋建て、延面積10㎡の燃料庫棟を計画し、車両3台、発電機、ヒーター、ポンプ、食料品、毛布等の備蓄と少量危険物の保管を予定しております。建物周辺としては、搬入・搬出用道路の整備などを予

定し、今年度は、現況測量、建物及び道路の実施設計を行いたく、関係費用として366万円を積算しております。なお、当該事業につきましては、平成25年度の緊急防災・減災事業債の適用事業として、今定例会に補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、破碎設備設置工事に関する件について申し上げます。第2期仁木町クリーンセンターの埋立地につきましては、平成24年10月から供用を開始しておりますが、平成23年11月開催の総務経済常任委員会におきまして、クリーンセンターの延命化を図るため、破碎機の設置を研究する旨、回答しているところでございます。破碎設備の設置に関しましては、既に設置している近隣町村において、埋立期間が延長されるなどの効果が現れていることから、本町におきましても同様の効果が見込めるものと考え、種々検討を行ってきたところであります。設置に係る財源といたしましては、循環型社会形成推進事業交付金の活用を図るべく、北海道や後志総合振興局と協議を行ってまいりましたが、本年6月に行われた循環型社会形成推進事業内容ヒヤリングにおいて、北海道の担当者から「今年度は環境省の予算確保が難しく、循環型社会形成推進事業による破碎設備の設置は、交付金が事業費の約10%程度しか交付されない」との見解が示されました。その後、破碎設備の設置に関し、補助制度を模索してまいりましたところ、地域の元気臨時交付金を活用し、事業を行うことが可能となり、循環型社会形成推進事業交付金と比較しましても有利であると判断し、破碎設備を設置することといたしました。なお、今定例会において、関係予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地域子育て支援拠点事業について申し上げます。地域子育て支援拠点事業につきましては、地域において、子育て親子が互いに交流できる、子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることで、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援することを目的に、平成21年度には児童福祉法に基づく子育て支援事業、社会福祉法における第2種社会福祉事業としての位置づけが明確化されております。本町では、現在、子育て支援対策事業として、平成12年度から毎週火曜日に町保健センターにおいて「すくすく広場」を開設しております。保育所や幼稚園等の集団保育を利用していない子育て親子同士の交流や育児等に係る相談及び情報交換等を行っておりますが、児童福祉法で規定する地域子育て支援拠点事業の要件を具備する事業展開までは至っていないのが現状であります。今般、社会福祉法人よいち福祉会にき保育園から、本町の子育て支援対策事業の一助になりたいと、同法人が所有する北町1丁目の民家を改修し、当該事業を推進したい旨のお話がありました。地域子育て支援拠点事業の内容といたしましては、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談や援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会の開催の4点を基本事業とし、常勤職員1名及び非常勤職員1名の2名体制により、週5日、1日5時間の開設を行う予定としております。子育て家庭にとって身近な地域の拠点として、子育て支援の中核的機能を担うことが期待されるとともに、子育て支援対策の推進という観点におきましても、この支援策の重要な一翼を担うものと確信しております。現在、町と同法人にき保育園におきまして、町が事業の実施主体となり、事業者を社会福祉法人よいち福祉会にき保育園とし、本年12月1日の事業開始に向け協議を進めているところであります。本事業の実施に必要な経費は、北海道が定める子育て支援対策事業費の補助対象となりますので、今後、町におきまして当該事業実施に係る実施要綱並びに補助金の交付要綱を定め、円滑な事業実施に向け作業を進めてまいります。なお、本定例会に当該事業に係る補助金など関係予算のほか、保育士の人材確保を進

めることを目的とした保育士等処遇改善臨時特例事業、さらに平成26年度策定予定の「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定のための、住民の教育・保育等に関する利用意向等ニーズ調査に係る委託料など、子育て支援対策事業に係る補正予算を併せて計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ヒグマの出没状況について申し上げます。今年度のヒグマの出没状況につきましては、春先の5月4日に然別共進地区で目撃されたのをはじめとして、夏にかけて、大江地区、銀山地区及び尾根内地区の山間部で目撃情報や足跡が発見されております。その後、夏のサクランボ収穫時期には、東町及び南町の山間部や砥の川地区において、サクランボの枝が折られる被害が報告されております。また、9月に入ってから、尾根内地区の水田で稲が踏みつけられる被害が報告され、9月7日には同地区の道道仁木赤井川線を横断するヒグマが目撃されております。町では、農作物の被害を防ぐために電気柵の無償貸出し及び出没地付近に注意看板の設置、更には、北海道に申請し、東町15丁目の浅田農園内に7月19日から8月31日までヒグマ用箱わなを設置しましたが、残念ながら捕獲には至りませんでした。今年は、記録的な高温や少雨の影響により、ヒグマの食物が不足しており、今後、人里近くに現れるおそれがありますので、余市警察署や猟友会と連携を図りながら警戒を強めてまいります。

次に、町保有の小型ロータリ除雪車故障に係る除雪委託料の補正予算について申し上げます。本町で所有しております小型ロータリ除雪車につきましては、平成7年11月に購入し、冬季間は除雪業務受託者に貸与し、仁木地区の歩道除雪を行っております。昨年12月下旬に、除雪作業中にエンジンからタイヤへ動力が伝わらない状態となり、修理を依頼しましたが、部品の調達及び修理にかなりの時間を要することから、小型ロータリ除雪車を貸与することができなくなり、使用除雪車の変更に伴う設計変更を行い対応したところであります。小型ロータリ除雪車の修理につきましては、今シーズンの除雪作業に間に合うように見積りを依頼しておりましたが、修理に250万円ほどかかるとのことであります。除雪業務受託者が用意する小型ロータリ除雪車での設計増額分を算出したところ228万7000円となり、修理見積額より安価となります。更に、来年度には小型ロータリ除雪車の更新を予定していることから、今シーズンの歩道除雪につきましては、当初から除雪業務受託者が用意する小型ロータリ除雪車で対応することが経済的と判断いたしましたので、除雪委託料の補正予算を今定例会に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、当初予算に計上させていただきました小型ロータリ除雪車の修理費等につきましては、平成26年3月開催の第1回定例会において、予算減額を行う予定であります。

次に、町営住宅平内団地の用途廃止について申し上げます。町営住宅平内団地につきましては、建替事業に伴う入居者の住替を平成13年度に「コスモス30」、平成18年度に「日の出27」の2団地に分けて行っておりましたが、「コスモス30」への住替対象者1名の方が、住替に応じられないとのことから団地に住み続けていたため、用途廃止ができない状況となっておりました。しかし、昨年12月15日に住替対象者が亡くなられ、本年5月9日に家族から住宅の後片付けが完了したとの連絡を受けております。同日に後片付けの状況を確認しておりますので、現在は、用途廃止が可能な状況となっております。また、用途廃止に伴う建物解体事業につきましては、長寿命化計画に位置付けをしなければ、事業費の交付金を受けられない場合がありますことから、平成21年度に策定いたしました仁木町営住宅等長寿命化計画で、平内団地の解体を平成30年度に位置付けております。このことから、北海道後志総合振興局建設指導課に用途廃止の前倒しについて照会をしたところ、「用途廃止の前倒しについては可能である」との回答を受けております。

また、事業実施の時期を来年度以降ではなく、今年度の社会資本整備総合交付金事業の活用が可能であるとのことでありましたので、建物解体事業費の補正予算を本定例会に計上させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

以上であります。別途お手元には、平成25年度事業発注状況表を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上でございます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。平成25年第3回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、仁木町水泳プールの利用状況について申し上げます。昨年度は残暑が厳しく、プール閉鎖後も暑い日が続いたことや、2学期に入ってからプール授業を行いたいという学校からの要望を踏まえ、本年度は、仁木・銀山・然別の各水泳プールの開設期間を1週間スライドさせ、7月13日（土）から9月1日（日）までの51日間、開設いたしました。なお、昨年度は7月7日から8月26日までの、同じく51日間、開設いたしました。昨年度、仁木プールにおきまして、小学生が指を骨折するという事故がありましたが、本年度は、プール利用に係る指導を徹底させ、事故なく無事終了することができました。開設期間中の利用者は1784人と昨年度の1872人を88人下回る結果でありました。入水基準、これは、気温と水温の合計が45℃以上で、なおかつ、水温が22℃以上を指すをのでありまして、この基準を満たす日数が確保できたものの、昨年度よりも、8月下旬に気温が上がらなかったことや、天候が不安定で、特に休日が晴天に恵まれなかったことなどが減少要因として考えられます。なお、各水泳プールの利用状況は、次ページのとおりであります。上段が平成25年度、下段が平成24年度となっております。後程、ご高覧賜りたいと存じます。

次に、3ページに移ります。NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールについて申し上げます。9月7日（土）、第80回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクール・小学生の部が、札幌市民ホールにて開催され、仁木小学校（16人編成）が小樽・後志地区の代表校として出場いたしました。本コンクールには、道内9地区からの代表校が出場、それぞれ課題曲と自由曲の2曲を披露し、全国切符を賭けた素晴らしいハーモニーを競い合いました。仁木小学校は、出場校中、最も少ない人数編成でしたが、審査委員からは「少人数校には、人数の少なさをカバーする工夫が見られた」と講評をいただきました。審査結果につきましては、次ページのとおりですが、仁木小学校は『奨励賞』を受賞、惜しくも金・銀・銅の三賞には届きませんでした。子どもたちには笑顔も見られ、これまでの練習の成果を存分に発揮することができたものと受け止めております。当日、会場には保護者や学校関係者をはじめ、佐藤町長も応援に駆け付けていただき、たくさんの声援を受けて子どもたちは、気持ちよく歌うことができたと思います。これまでの子どもたちの頑張りはもちろんのこと、保護者の皆様のご支援やご協力、更には、歌唱指導いただいた先生方のご尽力に対し、深く感謝しているところであります。なお、北海道ブロックコンクールの模様は、9月28日、今週の土曜日ですが、午後2時からNHK・Eテレで放送する予定となっておりますので、お知らせいたします。北海道ブロックコンクールの審査結果につきましては、記載のとおりでございますので、後程ご高覧賜りたいと思います。以上で、教育行政報告を終わ

ります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上、2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、報告第1号でございます。『平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書』。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は15.4%であります。将来負担比率は62.2%でございます。

次のページをお開き願います。それでは、報告第2号でございます。『平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書』。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げます。以上でございます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）報告第1号『平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書』について、ご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務づけられております。まず、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はハイフン、つまり、なしと表示しております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はハイフン、なしと表示しております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は15.4%で、早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。

本町の比率は62.4%で、早期健全化基準の350%を下回っております。失礼いたしました、62.2%でございます。なお、この4指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

続きまして、報告第2号『平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書』について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営む地方公共団体の長は毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務づけられております。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町では、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はハイフン、なしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ、計画的に経営の健全化に努めなければなりません。

なお、お手元に平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で、報告第1号及び第2号の説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（山下敏二）日程第8『一般質問』を行います。5名の方から、6件の質問があります。

最初に『地域防災体制と避難道について』以上、1件について、野崎議員の発言を許します。野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは私の方から、地域防災体制と避難道の充実に対しまして、一般質問をさせていただきます。

近年、全国で異常気象による災害が多発されている中、本町はここ数年大きな災害もなく、「自分たちの住むところは大丈夫だ」という気の緩みが大変心配であります。町では、防災対策の充実を図り、防災講習や防災訓練を実施していますが、防災予防計画の中には、警戒水位を超える危険水位に達する洪水による相当損害を生ずる恐れがあり、災害発生を特に警戒すべき水防区域が7か所、降雨・地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等による災害が予想される、警戒を要する地すべり・崖崩れ危険区域が6か所、降雨・地質等が原因で土石流による災害が予想され、警戒を要する土石流危険渓流が13か所、なだれによる災害が予想され、警戒を要するなだれ危険区域が1か所と、災害による被害の発生が予想される区域は27か所にも及んでおります。このような中に、崖崩れ危険区域に隣接する「銀山学園」並びに「えんれいそう」

がありますが、予防計画を見ると、危険区域範囲や予想される被害数字が入っていないので、直接建物には被害が及ぼすことはないものと考えますが、危険区域に非常に近い状況であります。しかも、この施設と道道仁木赤井川線を結ぶ町道は、4 m幅の一本道であります。交差もできず、待合交差状況であり、冬季間は降雪のため、道幅が狭くなり、施設から駅へ向かう町道は、冬季間は通行止めとなるのが現状であります。町長は、被害発生、又は発生のおそれがある場合において、避難が必要と認める地域住民、滞在者、関係者に対し、避難のための準備情報を発令し、立ち退き勧告並びに立ち退きの指示をすると避難対策計画で謳っておりますが、このように4 m幅の一本道で多くの施設利用者が混乱することなく、避難できるのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

また、町内には、施設が数か所ありますが、利用者が混乱なく避難のできる避難道の確保について、どう考えているのでしょうか。緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏内の本町にとって、避難道の確保は大変重要なものであります。併せてお伺いをいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『地域防災体制と避難道について』の質問に、お答えいたします。

1点目の「町道の道幅4 mの1本道で多くの施設利用者が混乱することなく、避難することができるのでしょうか」についてであります。ご指摘の町道銀山停車場線につきましては、道道仁木赤井川線と町道銀山中央線とを結ぶ幅員4 mの町道であります。本路線につきましては、議員仰せのとおり、道道から女代神社までの間は常時通行が可能となっておりますが、同神社から町道銀山停車場線終点付近までの間は切通しの上、急勾配でありますことから、冬期間の除雪は行っていない状況にあります。仁木町地域防災計画では、「避難者の誘導は北後志消防組合仁木支署、仁木消防団、警察官の協力を得て、避難の途中で危険がある場合等は、車両、舟艇等その他適宜な方法により移送を行い、また、被災地が広域で大規模な避難、立ち退きを要し、町において処置できないときは道に対し応援求め実施する」としており、北海道、消防、警察及び自衛隊等の関係機関と連携の上、避難誘導にあたることとしております。

2点目の「町内には、施設が数か所ありますが、利用者が混乱なく避難できる避難道の確保について、どう考えているのでしょうか」について申し上げます。町内の施設に入所している高齢者や障がい者等災害時要援護者は避難行動に時間を要するため、町では、早めに余裕をもって避難準備情報発令し避難行動を求めるものとし、避難準備行動に対する避難所の開設及び誘導等援護を行うこととしております。仁木町地域防災計画の避難対策計画の中で、「町は緊急時に住民等が速やかに避難できるよう、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者の利用に十分配慮して、避難路等を整備する」としていることから、1点目を含め、今後更に各施設の状況を把握し、調査・研究をした上で実態に応じて整備を進めてまいります。また、本町は原子力災害対策におきまして、泊発電所から半径30kmの緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏内の対象となったことから、仁木町地域防災計画の原子力防災計画編を平成25年3月に策定いたしました。策定に伴い、社会福祉施設におきましても避難経路や誘導方法等について、避難計画を作成することとなりましたので、各施設と連携し進めてまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）いつ、どこで何が起きるかわからない災害において、町における対応として、北後志消防組合仁木支署、仁木消防団、警察官による避難誘導、協力体制、関係機関との連携、早めの避難準備、

誘導を行いますと謳っています。また、今後更に、各施設の実態に応じ、整備を進めてまいりますとの明快な回答をいただき、地域においても、安全であり安心できる対策が望まれます。ぜひとも、実態調査と地域各施設と連携をとって、進めていただきたいと思います。

また、危険区域外でありますが大江3丁目に設置されております崖崩れ防護フェンスですが、このような危険箇所が、この他に、町としてまだあるのか。再確認をされているのかどうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）林 建設課長から、答弁させていただきます。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）今までですね、法面からの落石があった路線につきましては、2路線ですね、2つの路線が確認されております。議員仰せのとおり、1路線目はですね、大江2丁目ですね、町道前馬群別線であります。この路線はですね、延長2700mでありまして、そのうち900mの範囲で落石の発生が見受けられました。一部ですね、岩盤となっているところは、防護柵を設置しております。平成13年頃ですね、地域住民の方から、道路上に落石があるとの通報がありまして、目視点検で、落下危険の石の除去を行っております。また、今年に入りまして、一道ですけれども、道路上に落石があるとの通報がありまして、落石の除去をしております。

あと、もう一つの路線でありますけれども、銀山駅下線であります。この路線の山を開削して整備している区間の法面が急勾配であるため、融雪時、雪解けの時ですね、落雪の発生が見受けられております。以上であります。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）只今、ご説明をいただいた状況の中で、これからいろんな対策をしていただきたいと思います。私にとって、質疑として終了させていただきましても、あらゆる対策の強化を図り、どのような事態においても対処・対応できるように、求められるのは町ですので、皆さん方のご意見をいろいろいただきながら、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私の質問は終わります。

○議長（山下敏二）次に、『魅力ある観光産業の推進について』以上、1件について、大野議員の発言を許します。大野君。

○5番（大野雅義）魅力ある観光産業の推進について、質問いたします。

本町は、豊かな自然に恵まれ、気候により、地域特有の寒暖の差が果物の旨味を凝縮し、四季折々の美味しいフルーツを育てあげます。本町を訪れる観光客は、この恵まれた環境の中で育つフルーツを頬張り、最高の贅沢を体験することができます。これが本町の観光の最大の喜びとなります。札幌圏に近い地理的条件も重なり、観光農園でのイチゴやサクランボ、ブドウ狩りなどに毎年多くの観光客を集めております。しかしながら、今日の厳しい社会情勢から、観光客も年々減少傾向にございます。今一度初心に帰り、観光振興政策を見直す時期が来ているのではないかと考えられます。さくらんぼフェスティバルも、今年で30年の節目を迎えております。改めて町の観光拠点となるフルーツパークや観光管理センターの現状を検証し、町が主体となって、観光協会の関係機関とともに、課題解決に向けた対策が必要でないかと考えら

れます。町長は、農業所得の倍増と宣言しておりますが、農業を含めた観光産業の推進について、どのように考えているのでしょうか。町長は町外出身者でもあります。本町を客観的に捉えた、既成観念にとられない斬新な発想を期待しておりますが、観光産業の推進について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『魅力ある観光産業の推進について』の質問にお答えいたします。

町におきましては、本年4月に本町の観光振興を図るため、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする「仁木町観光振興計画」を策定し、果樹等の地域資源の活用をしながら、魅力ある観光地づくりを重点的に取り組むこととし、関係機関、団体との緊密な連携を深め、着実に推進していくこととしております。主な内容といたしましては、本町の基幹産業である農業や観光関連施策との連携、参加体験型観光の促進、観光客の利便性を図るための水洗トイレの普及・促進、イメージキャラクター制作によるPR活動の展開、小樽市を中心とする定住自立圏での取組や北後志観光連盟との連携による観光案内の強化等を実施するとともに、本町を訪れる観光客への心温かいおもてなしをしていくこととしております。更には、5年後に開通が予定されております余市町までの高速道路を踏まえ、後志全体が観光ルートとして確立できるよう環境を整えていくことが大切であると考えており、観光拠点施設であります農村公園フルーツパークにきや仁木町観光管理センターを含め、新たな観光拠点づくりについて、調査研究をしております。また、地域においても、ネットワークづくりを進め、観光関係者のみならず、幅広い産業や住民の皆様が一体となって、地域特性を生かした魅力ある観光地づくりを進めていくための施策を講じてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）まず、仁木の観光のPRのやり方について、質問いたします。昨今は、町内外の人方とともに、海外のお客さんもすでに、この地区にはいろいろな国からも来ております。その中で、まず第1に、台湾の人方を呼んで、ぜひ果物狩りをやってもらおうと。台湾のお客さんにも、ぜひ仁木町に来てもらって、その美味しい果物を食べていただくという計画で、実は昨年、24年の4月の新聞記事にこういった記事も載っています。そして、農園を実際に体験してもらいですが、この何とか果物をPRしているということの会があったんですけども、皆さんが集まっていろいろご協議した中で、この結果が今後どうなっていくのかということが、全然見えてきていないんですけども、まずこれが1点。観光の海外の人方を仁木へ呼び込むという計画があるのかないのか。それをまず聞きたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まず、1点目のご質問に対してお答えしますが、台湾の関係については、後程、担当課長からご説明申し上げますが、私も先日小樽で、台湾・中国・タイの観光客の方々と一緒に、観光政策について、いろいろ話し合いをする場がございまして、そのときには小樽市と仁木町とそして積丹町から、新聞にも記載されていましたが、お話しさせていただきました。そこで、海外の方々がおっしゃっていたのはですね、やはり、しっかりと観光ルートというものを確立していただきたいと。ただ仁木町だけで果物狩りをしていただきたいということで、こちらで訴えてもですね、なかなか、そのためだけに来るということは、なかなか難しいというのが率直な感想でございました。ですから、我々もですね、仁木町だけということだけではなく、小樽市から北後志含め後志管内、いくつかの観光ルートを考

えまして、そして観光客に対して、いくつもの選択肢を与えられるような、そんな観光プランみたいなものを策定していかなければならないというふうに私は痛感いたしましたので、それも含めて海外の観光客に向けての施策を今後考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問の中で、台湾の関係についてのご指摘がございました。その関係について、ご説明させていただきたいと思えます。

昨年7月に台湾の駐日代表部にあたります、台北駐日経済文化代表所の札幌分所長を務める所長さんをお招きいたしまして、台湾の観光客の皆さんが、仁木町にもお越しただけでないかということでのご意見等をいただくため、お招きをしたところでございます。その後、台湾の観光客の皆様につきましては、町内の大手の果樹園の方にも入ってきているというふうにお聞きしているところでございます。また、定住自立圏の関係でございまして、小樽・北しりべし広域インバウンド推進協議会という組織が、本年8月27日に設立されまして、北後志6市町村が連携して、地域の資源の有効活用を図るとのことと合わせて、積極的なインバウンドプロモーション活動を展開して、地域内の外国人の観光客を呼び込もうという取り組みをしているところでございます。インバウンドと申しますのは、地域内に外国人の観光客を呼び込むという、そういった事業でございまして、特に東南アジア、中国、台湾、タイだとか、そういった方面からですね、この小樽市を中心とした地域に観光客を呼び込もうということで、事業を展開していくこととしております。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先程申したことに付け加えてですね、来月10月8日に中華民国の祝賀レセプションというものがございまして、そちらに私と議長も一緒に参加させていただきますので、そういう場においても、仁木町を一生懸命売り込んでいく気持ちで参加していきたいと思っておりますので、海外に対しまして、いろんな場面がございましたら私も一生懸命、この仁木町の産物を売り込んでいきたいという、そういう気持ちでおります。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）このことにつきましては、町長が今お話しされたように、どんどんPRをよろしくお願ひしたいというふうに思えます。または、この近隣で、例えば、いろんな道内でも、いろんな町村がこの台湾とかいろいろな外国に向けてのPRの仕方もいろいろ考えてやっておられるようでございます。そういう中で、例えば、このPRの中で、先程、答弁の中でもありましたように、5年後には高速道路の方が余市まで来るといようなことがあって、その後また、これは世界的なことになると思うんですけども、オリンピックは日本に7年後には来るとい中で、高速も余市まで来るとい中で、これも先程、町長も答弁の中で言っていますけれども、仁木町だけではということはあるんですけども、これを踏まえて、仁木町もこういうことができるんではないかというふうなことも、PRの一環としてやってほしいなというふうに思っております。また、余市へ5年後には高速が来るんだよというときに、じゃあ仁木町として、そのお客さんを、余市まで来るお客さんをどういふふうに仁木町へ呼んでくるのかということが、やっぱり考えておかなければならないと思えます。例えばあそこへ来たら、すぐわかるように「仁木町はこちらですよ」という看板の一つぐらいの計画は立てておいてほしいなというふうに思うわけでございます。そ

れで、宣伝はそういうことにして、仁木町のお客さんがどんどんPRして来ましたと、そういった中で、受入体制がどうなんだということも、これ併せて考えていかなければならないと思うんですよ。その受入体制が今の状況でいいのか、どうなのか。町長は、今の観光客が仁木町へ来ているのは、大体年間どのぐらいで、どのぐらいの推移で、その少なくなっているのか、多くなっているのか、どのぐらいの人数を把握しているか。受入体制が今の状況でできるのかということ踏まえて考えていかなければならないが、町長はその辺をどういうふうに考えていますか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、議員が申した通りですね、正直この町の受入体制というのは、正直まだ乏しいところがございます。重複しますけれども、先程も申しましたが、小樽のインバウンドの会議に出ましたときにですね、仁木の資料を、パンフレット等を配布したかったのですが、どれも日本語で書いているものばかりでですね、とてもじゃないですけども海外に対してお見せできるものではなかったんです。そういう部分も含めてですね、まだまだ仁木町はそういう海外に対しても含めて、受入体制がまだできてないという部分は現状でございますから、そういう環境整備から取りかかっていきたいと。そして、オリンピックの話もございましたけれども、それだけに限らずこれからいつこの国がこの北海道に多く訪れるかっていう状況もですね、そういう予想されませんが、そういう方々がいつ来ても仁木町の観光を堪能できるそういう環境整備を我々はしていかなければならないというふうに、考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）例えば、仁木町でお客さんをお呼びするためには、やはり仁木町に何がメインとしてあるんですか。そこをやっぱりやっていかなきゃいけないと思います。農業でもこういう農作物があります、そこでも日本一のものができるんではないかと言うようなことも一つのPRの仕方だというふうに思うんです。そういう中で、話を私もちらっと聞いたんですけども、町長のところへ岐阜県からイチゴづくりの人が来てたというって、色々な話をしていたという話も聞いています。そういう中で、イチゴ1個が5万円の、1個5万円のイチゴを作っていると、その人が、その本人が町長に会いに来たということがどうしてなのかよくわからないけれども、来ていたということもあります。例えば、道内でも雪の北海道にマンゴーができるのかということもあります。これも新聞記事にも何回も載っています。テレビでも何度も放映されています。これは浦臼町の人、またはこっちの方はどこの人ですか。こういったことで、いろんな今まで作ったことのないようなものを作って挑戦していると。現実、これを販売しているというようなことが新聞記事にも載っていますけれども、例えばこれも一つの方法ですけども、作るのは本当に難しいと思います。例えば、先程のイチゴの問題も、いろいろ私もやっていますけれども、挑戦していますけれども、いろいろ難しいものがあります。でも、やっている人がいるんです。可能性はあるのです。ゼロではないのです。だからそういうものにやってきましたら、例えば、この今のイチゴの方も、町長も聞いていますけれども、ギネスに載るような1個のイチゴの大きさだと。これを一つの目玉商品として、売っているということも考えられると。そういうことも一つ頭の中に入れておいて、そういうこともやっぱりインターネットで調べればすぐ出てくるんですけども、例えばそういうことだって何だって、全部今はインターネットの時代なので、こういう格好で出ているよね、こういうことだって一つの仁木の産物として、

産業として成り立つかもしれない。こういうことだって、やっぱり今の時代に合ったような、こういう情報を集めていくということも、やっぱり観光の一つの目玉になっていくのではないかというふうに考えます。それと、最終的には、何するかにするにしても人材を育成していかなきゃいけないと思います、仁木町は。役場の職員でもそうですけれども、我々観光業者もそうです、全てが、我々議員としてもそうですけれども、そういう人種の育成を考えていかないと、いろんな今の時代は多様化してますんで、そういう新たな、新しい挑戦をしていくのも、アイデアもそれも一つは人間の考えることだと思いますんで、ぜひそういった人材育成のことについてもですね、いろいろ考えていかないと農業もそう、観光もそう、全てに関わって、そういう人材育成というのが一番大事なことだと思うので、それについては町長どう考えますか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）大野議員が本当にお話ししたとおりで、私も思っております。やはり、今あれもこれもっていうのではなくて、しっかりとこの農家を支えていく人材育成というものをしっかりと築いていかなければいけない。その中で、冒頭私もお挨拶の中で申し上げましたけれども、先日、新規就農者の方々のところに足を運びましてですね、やはり量で勝負できないところは、いろんな種類の作物を作るなどして、希少価値ではございませんけれども、そういう珍しいものを作って世間に売り出す、そういうことも必要であるというふうに感じました。その中で私もイチゴの先程のお話もございまして、内地からイチゴ農家の方々がわざわざ仁木町まで足を運んでいただき、お話を聞かせていただきましたし、そして私就任早々、映画化にもなりました無農薬で有名になった方も仁木町にわざわざお越しいただきまして、その方のお話も聞かせていただきまして、私そういうノウハウをまずいろんな吸収して、どれがこの仁木町にとってふさわしいのか、また仁木町でやっていけるのかというのを今、精査しているところでございます。また、近いうちにそういう若い人たちも含めて、そしてベテランの農家の人たちも含めて、今後の仁木町で戦っていける農作物を皆で話し合いしていきながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、それも含めて今後、農業に対していろいろな取り組みをしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）町長、いろいろな施策があると思いますけれども、とにかく今、最終的に考えて欲しいのはですね、町長の答弁にもありますように関連性を持ったものでいかないと、誰かが1人がいくら言ってもそれは難しい問題であって、いろいろな知恵を出し合ってやっていくという、仁木町でもいろんな分野で、いろいろ精通されている人方がおりますので、ぜひそういう人方が一緒になって話し合いのできる場がですね、ぜひ今後ほしいなど。それについての町づくりのやり方もやっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけれど、これは答弁いりませんけれども、以上で終わります。

○議長（山下敏二）休憩のため、11時10分まで、休憩をします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』の議事を続けます。『本町におけるインフラ（社会資本）の老朽化対策について』以上、1件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○2番（住吉英子）国の平成25年度予算には、住民の関心が高い防災・減災対策として、自治体が管理する道路、橋りょう、トンネルや河川等のインフラ（社会資本）整備に充てられる防災・安全交付金に1.6兆円が盛り込まれております。我が国は、1960年代の高度経済成長期に社会資本の整備が急速に進み、それから約50年が経過し、道路や橋りょうなど経年劣化による損傷の危険性が指摘されています。これからのインフラ対策は、これまでのように単に新しい構造物をつくるという公共事業とは違い、命を守る公共事業の視点が貫かれていて、しかもインフラの劣化が激しくなる前に対処する予防保全の手法で、将来の維持更新に係るコストも大幅に抑制でき、更には、ばらまきとにならないよう総点検を踏まえた上で、事業の優先順位をつけて取り組んで行くと言われております。防災・減災の観点からも、社会資本の老朽化対策は急務であると考えます。本町で管理している道路、橋りょう、河川等のインフラも老朽化が懸念されておりますが、橋りょうの耐用年数及び経年劣化を把握するための点検方法、並びに経年劣化が判明した場合の対応策について、本町の現状及び見解をお伺いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員からの『本町におけるインフラ（社会資本）の老朽化対策について』の質問にお答えいたします。

1点目の「橋りょうの耐用年数」についてであります。減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令によりますと、鉄筋コンクリートの構造では50年と定められております。しかし、実態としましては、地震被害等による基準の見直しにより建設年度によって違いがあり、1951年（昭和26年）から1960年（昭和35年）は60年、1961年（昭和36年）から1980年（昭和55年）は70年、1981年（昭和56年）以降は100年程度の寿命を有するものと推定されております。本町におきましては、現在管理している67橋のうち、建設後50年を経過している橋りょうは9橋となっております。また、議員仰せのとおり、予防保全を行うことにより修繕費が安く抑えられ、橋りょうを健全な状態に保つことができ、橋の寿命を延ばす効果があると考えております。

2点目の「経年劣化を把握するための点検方法」について、申し上げます。国土交通省国土技術政策総合研究所の定める「道路橋に関する基礎データ収集要領」では、目視による点検が基本となっております。本町におきましては、平成21年度にコンサルタント会社に委託をして「道路橋に関する基礎データ収集要領」にのっとり、目視による橋りょう点検調査を実施し、異常箇所の早期発見に努めているところであります。また、点検結果に基づき、修繕の際に多大な費用が予想されます橋長15m以上の19橋につきましては、平成23年度を起点とする10年間の橋りょう長寿命化修繕計画を策定しております。

3点目の「経年劣化が判明した場合の対応策等」につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画では、「橋りょう修繕の対応を必要とするもの」が6橋で、「現状においては経過監視とするもの」が13橋となっております。このうち「橋りょう修繕の対応を必要とする」6橋につきましては、平成24年度に漁別橋右岸橋台護岸補修工事を行い、本年度と来年度の2か年で月見橋の補修を計画しております。残る4橋の修繕につきましては、来年度以降順次実施いたします。また、橋長2m以上15m未満の48橋につきましては、長寿命化修繕計画を本年度策定中でありまして、「橋りょう修繕の対応を必要とするもの」が判明した場合は、

橋りょう長寿命化修繕計画に追加をして、修繕を行ってまいります。なお、本町におきましては、5年ごとの橋りょうの定期点検を予定しております。今後におきましても、計画的に橋りょうの点検を行うとともに、橋りょうを健全な状態に保つため日常的な維持管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）答弁いただきました1点目について、本町で管理している67橋のうち、建設後50年を経過している橋りょうは9橋とのことですが、その他の橋りょうの経過年数は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）林担当課長から、ご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）平成25年度現在でありますけれども、建設後30年未満の橋がですね、20橋であります。これは30%にあたります。建設後50年未満の橋が38橋でありまして、57%であります。建設後50年以上の橋が9橋であります。以上であります。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）2点目で答弁いただきました、平成21年度にコンサルタント会社に委託をして、道路橋に関する基礎データ収集要領に則り、目視による橋りょう点検調査を実施したとあります。その橋りょう数についてお聞きいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）平成21年度に行った検査は、67橋全ての橋脚をですね、目視で検査しております。以上であります。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）その点検結果なんですけれども、どのような劣化、損傷が発見されたのでしょうか。その内容について、お聞きしたいと思います。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）15m以上の橋の場合、舗装が剥離しているとか、あとクラックが入って、切開が発生しているとか、あとジャンカですか、施工時のジャンカができています。あとは橋脚上部のジャンカにより、ボルトが露出しているとか、そういう点であります。あと15m未満の橋脚につきましては、主にまたジャンカとかですね、切開の発生、あと護岸の滑落によるくいが露出しているとか、そういう点であります。以上であります。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）最後ですが、5年ごとに橋りょうの定期点検を予定とありますけれども、全橋りょうが実施対象となりますか。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）一応、67橋全橋をですね、5年ごとに点検をする予定であります。以上であります。

○2番（住吉英子）わかりました。インフラは日々の生活に欠かせない社会資本であると思います。その

充実と安心と安全のためにも、予防保全による老朽化対策の促進を要望し、質問を終わります。

○議長（山下敏二）続いて、『原発ゼロをめざして』、『灯油助成事業の恒常化を』以上、2件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『原発ゼロをめざして』、東日本大震災と福島原発事故から2年半、相次ぐ汚染水流出の発覚で福島の漁業者は窮地に立たされており、汚染水の増加は深刻な問題です。7月9日、北海道新聞に後志管内自治体20市町村長の泊原発再稼働の賛否が載っていました。本町は×（バツ）と載っていたので、町長は町民を一番に考えてくれていると感じました。いくら安全基準を満たしたと言っても、原発の燃料そのものが危険なのですから安心はできません。地震・津波への対応を急いでいますが、昨今の異常気象では、突然の大雨・竜巻などの発生を防ぐことはできません。泊発電所は「3号機優先で再稼働を」としていますが、8月27日の大雨で3号機地下2階フロアは1mの水が流れ込んだと聞いています。本町にも、そのことについて説明があったと思いますが、詳しい内容をお伺いいたします。また、原発ゼロを目指していくには、それに変わるエネルギーが必要となります。各町村でもその町に合ったエネルギー政策が検討されていますが、本町ではどうなっているのでしょうか。昨年的一般質問の答弁で、後志地域の再生可能エネルギーの資源活用の可能性を検討する会議へ担当者が出席し、調査・研究していくということでしたが、その後の取り組みについてお伺いいたします。また、町長の原発に対する見解も併せてお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の『原発ゼロをめざして』についての質問にお答えいたします。

1点目の「8月27日の大雨で、泊発電所の3号機地下2階フロアに1mの水が流れ込んだことに関し、北電からの説明があったと思いますが、詳しい内容をお伺いします」についてであります。8月30日に北海道電力株式会社の総務部立地室担当部長が来庁し、8月27日の集中豪雨のときに3号機補助建屋周辺で土の入替工事の際に掘った穴から補助建屋内に計185㎡の雨水が浸水し、このうち約15㎡が放射線管理区域内に進入したとの説明を受けております。私といたしましては、工事中であるとはいえ、補助建屋内の放射線管理区域内に雨水が浸入したことは、多重防護の観点からも懸念を感じ、今後こうした事態が生じないよう安全管理に十分注意を払い、なお一層の安全対策を強く要請したところであります。

2点目の「原発ゼロを目指していくには、それに変わるエネルギーが必要となり、各町村でもその町にあったエネルギー政策が検討されていますが、本町ではどうなっているのでしょうか」について申し上げます。原発ゼロに向かう取り組みとして、後志管内の各町村において再生可能エネルギーの導入を施策として推進していることは承知しており、町としても地域の豊富な資源を活かし、再生可能エネルギーを段階的に導入していきたいと考えております。まずは公共施設を中心に、財源としては国や道の補助事業を利用して検討してまいりたいと考えているところであり、具体的には、現段階では決定しておりませんが、太陽光、地中熱などのエネルギー資源の活用ができないか調査研究中であります。

3点目の「町長の原発に対する見解も併せてお伺いします」について申し上げます。私は、7月3日付けで北海道新聞社から照会のありましたアンケートについて、泊原発再稼働に賛成か反対かを問われ、反対と回答いたしました。その理由は、エネルギー施策の説明もなく、国や事業者による安全対策の説明もまだまだ不足している中では再稼働に賛成とは到底答えられないと率直に感じたからであります。原発に

対する見解についてであります。発電時に温室効果ガスを排出せず、膨大なエネルギーを生むことなどから、これまで石油や石炭などの化石燃料に変わるものとして期待されておりましたが、福島を契機として、地震の多い日本では安全対策を更に高めなければならず、また現在も放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことから考えても、この原子力エネルギーはあくまでも他のエネルギーが開発されるまでの過渡的なエネルギーに過ぎず、日本のエネルギー施策は長期的には原発ゼロに向けて舵を切っていくものと私は見ております。もちろん、立地自治体としてこれまでエネルギー施策を支え、札幌圏に電力を供給してきた岩宇4町村の重要な役割も十分理解しております。むしろ泊発電所から札幌圏に向けた送電網は、他の地域よりも充実しているのですから、この優位性を活かし原発のために整備されてきた送電網を後志管内全体で活用し、新たなエネルギーの開発に努めていくことが望ましいのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今の町長の考えには、全く同感です。まず1点目ですけれども、この水が侵入したことによって、地震計が置いてあったのが今破損して修理に出しているということなんですけれども、そのことに対する説明はあったのでしょうか。やはり、町長が北電さんに言ったように、安全管理には本当に十分注意してもらわなければならないので、そういう点もごまかされないようお願いしたいと思います。私たちは、政府の言う安全神話に目も耳も塞がれていました。何が安全で何が安全でないか、今一度考えてみなければなりません。けれども地域には、新規基準で厳密にやればいいのかという漠然とした期待があるようです。泊を含めた4か町村の地域経済はどうなのか。この間の地域経済と原発再稼働問題というシンポジウムに参加させていただきました。地元では廃炉になったらお金が入らない、早く再稼働してほしいという経済界の要望があるようですが、原発に頼っていたら地域経済は衰退するばかりです。今日の道新にも、泊での前向きな経済方向に対しての施策というか、記事が載っていましたが、反原発を掲げたハタハリ農協の青年部は、自分たちの農業に誇りを持ってブランドのスイカやメロンでこの20年間頑張ってきた人口減を最小限に食い止めています。北海道のエネルギーは、この大自然の中、無限にあると思います。仁木町でも再生可能エネルギーの調査研究中だということですが、ニセコ町では2010年度の総務省受託事業、緑の分権改革推進事業をいち早く導入し、北海道からの委託金3670万円を使い、マイクロ水力発電、農業系バイオマスエネルギー、木質バイオエネルギー、雪氷熱エネルギーなどの調査を行い、今、実地の方向に動いています。限られた資金は、いち早く手を挙げたところにいってしまいますので、仁木町としてもいろんなところに目を向け、ぜひ検討して行ってください。前回、企画課長が言っていた、後志地域の再生可能エネルギーの資源活用の可能性を検討する会議があると言っていたが、何回ぐらい開かれ、どんなことが議題として載ったのかお聞きいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）鈴木課長から、ご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問について、ご説明申し上げます。昨年度、この後志管内の関係者の会議は3回開かれまして、そのうち1回都合が悪くて欠席しておりますが、2回担当者が出席しております。主に、24年度につきましては、後志管内の小水力発電の可能性について検討するというごさい

ましたので、仁木町においても昨年12月に調査委託会社の方が見えまして、仁木町内ポン然別川と冷水川の2か所において、調査をしたところでございます。それぞれ結果は出ておりますが、いずれも流量等が低い数値であったという報告でございました。また、工事費等の費用対効果を考えますと、仁木町においては難しいものと担当では考え、その旨、町長に報告したところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）その会議の中では、後志全体でこういうことをやっていこうっていうことであるのでしょうか。他の町村の事態・具体例などを出されたり、資金元の話とかそういうものも併せてやっているのかどうか、その点をお伺いいたします。また今、太陽光発電でパネル2枚と蓄電気を合わせたタイプとか、いろんな太陽光発電も出回っていますけれども、やっぱりそういうものに補助金とか、国でのいろんな活用ができるものがあれば、やはりこう住民に知らせていくとか、この町で先程も言っていた観光とか農業についても、やはり自然のエネルギーで活用することができていけば、泊原発が近くにあると言っても、私たちの町をPRをしていければ、そういう一つになるかと思うので、ぜひこの自然エネルギー・再生エネルギーの活用については、いろいろと知恵を絞ってほしいなと思うんですけども、先程の点、ちょっと1点お聞きします。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問について、お答えいたします。後志管内の担当を集めた会議の中では、国あるいは道からの担当者も出席しておりまして、各種事業の概要についても説明を受けているところでございます。本年につきましては、5月31日に検討会議が開催されまして、その中で平成25年度の国の事業及び北海道の事業についての説明を受けているところでございます。また、平成24年度は主に小水力発電の関係について検討してきたところでございますが、また、引き続き平成25年度につきましては、その実現に向けて進めていくということになっております。会議の中では、その他の太陽光、風力、地熱エネルギー、地産地消の関係のものだとか、そういったことが活用できないかについて検討しているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）仁木町で何が資源として活用できるのかわかりませんが、調査・研究を引き続き力を注いでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。『灯油助成事業の恒常化を』、今年の冬もシリア情勢の悪化で、灯油の値上げが危惧されています。その他にも、介護保険料や国保税の負担増により、特に高齢者・低所得者にとっては、厳しい冬の生活が待っています。今までの本町の福祉灯油助成事業は、全道の市町村の動向を見て最後に決めているように感じます。北海道では地域政策総合交付金があるのですから、それを利用して基準を定め、事業を確立すれば、冬の生活への不安が少しでも緩和されるのではないのでしょうか。高齢者や低所得者が安心して生活ができるよう事業の恒常化を検討する必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『灯油助成事業の恒常化を』についての質問にお答えいたします。

灯油助成事業につきましては、過去に福祉灯油の助成事業として平成20年度と平成24年度の2回実施し

ております。2回の実施につきましては、灯油価格が高騰した折り高齢者世帯や障がい者世帯、母子世帯など低所得世帯を対象に原油等価格高騰対策の一環として補助したものであり、対象となられた方々の冬期間の安定した暮らしに一定の効果があったものと考えております。私たち北海道に住む者にとりましては、灯油価格の高騰は家庭生活に直接影響する大きな問題であると同時に、灯油は冬期間の生活に欠かすことのできないものでもあります。今後の灯油価格の値上げ等につきましては不透明な状況であり、これからの灯油価格の廉価での安定に期待するところではありますが、現段階では今後の推移を見極めて、事業の制度化を視野に入れ、判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今、灯油の値段は町内で配達で100円の大台に乗っています。生協の共同購入において99円となったときから、今年の冬は厳しいなと思ってきました。24年度は3月8日から29日までのぎりぎりの助成申請受付で194件が助成決定となったわけですが、本来ならまだ申請したい人もいたようです。もしわかれば、受給できる人数を教えてください。皆さんこの灯油はとても助かったと言っていますが、どうせならもっと早く決定してもらいたいものです。地域づくり総合交付金というのは、常にある補助金なんですか。この地域づくり総合交付金の目的としまして、高齢者等の冬の生活支援事業において、低所得者の高齢者や障がい者等に対し、燃料、暖房器具及び冬季衣料の購入費など、冬期間の遂行経費に対し経済的支援を行い、冬の生活の支援を行うことを目的とする事業とあります。いつの時点でいくら以上なら実施できるというのがわかれば大変助かります。ぜひこの事業を恒常化して、そういう方向で進めてほしいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）1点目の質問に関しまして、住民課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の上村議員からのご質問でございますけれども、平成24年度の福祉灯油事業の助成の関係でございますけれども、対象世帯数でございますが、高齢者世帯、これが300世帯、障がい者世帯20世帯、ひとり親世帯が20世帯の合計340世帯となっております。ここで申請されたのが、高齢者につきましては300世帯中189世帯、障がい者につきましては20世帯中6世帯、ひとり親世帯につきましては20世帯のうち8世帯の203世帯、約60%となります。最終的に支給決定世帯数につきましては、高齢者183世帯、障がい者が6世帯、ひとり親世帯が5世帯の194世帯ということでございます。

それから2つ目のご質問ですが、地域総合交付金の部分でございますけれども、これについては本年度3月における需要調査がもう既に終わっております。この時点で第1回目、毎年あればですね、今後の中で第2回目追加の募集があるわけですが、これについては私の方も調べまして、後志総合振興局、それから道の方に確認したところ、今年度の追加についてはまだ未定であるということが報告されておまして、今後の動向を見極めて総合振興局の方から仁木町の方へ連絡をいただいて、今後の中で当然支給ということになりましたら、この交付金を使って申請していくということで考えております。金額についてでございますけれども、仁木町の場合が1万人未満ということで上限が50万円となっております。これは人口が増えていきますと、岩内町、倶知安町、余市町でありますけれども、この上限が60万円という部分となっております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）その第1回の締切ってというのは、やはり恒常的に申し込んであるところが優先して締め切ってしまう制度ですよ。それで、やはり最初にこの第1回目に本当は申し込めれば一番良いんですけども、他のところの動向を見てということがありますけれども、他のところでは12月1日で灯油の変動状況を見て決めるとか、古平町は早いんですけども、もう70円を超したら決めるとか、やはりその町村によって制度をうまく利用していると思うんですよ。それで、300世帯のうち24年度が194ってというのは、やっぱりまだまだ申請したかったっていう人が多かったんじゃないかなっていうふうに思います。余市町の場合は、そこの民生委員がその書類を書くのも大変ですので、書類を持ってそういう高齢者世帯とかに回って、書いてもらうようにしていたということで、たくさんの方が応募しているんですけども、2回目となりますと、こう要領を得てね、申請もスムーズにいつているようなので、ぜひ仁木町も余り早いとちょっと困るのかもしれないけれどもね、もしどうせやるなら早めに申請がゆっくりできるような対策をとって、この福祉灯油のことをもう一度考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員のおっしゃったとおりですね、町といたしましても、現状のように灯油価格が高騰している間は助成すべきだというふうに思っておりますので、その辺も考慮しながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

○7番（上村智恵子）以上で、質問を終わります。

○議長（山下敏二）続いて、『豊かで活力ある町づくりについて』以上、1件について、嶋田議員の発言を許します。嶋田君。

○3番（嶋田 茂）『豊かで活力ある町づくりについて』、嶋田 茂。

第5期仁木町総合計画については平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度として策定されました。町長は第2回定例会の行政報告の中で、「自身の町づくりに対する基本的な考え方にも合致していることから、この総合計画に沿った町づくりを目指す」と明言されています。この総合計画の実践にあたり、具体的な方策についてお伺いします。1点目は、活力ある農業経営体の育成とは、具体的にどのような政策を考えているのか。また、営農指導の強化とは、どのような対策を講じているのか。2点目は、雇用労働力の確保、新規就農者への指導の強化とは、具体的にどのような対策により、現在の仁木町における諸問題を解決していくのか。3点目は、産地ブランド確立と販路拡大、6次産業化の推進について、本町の生産物をどのような形でブランド化し、推進していくのか。以上、3点について、具体的な方策をお伺いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員からの『豊かで活力ある町づくりについて』の質問にお答えいたします。

1点目の「活力ある農業経営体の育成とは、具体的にどのような政策を考えているのか。また、営農指導の強化とは、どのような対策を講じているのか」についてであります。第5期仁木町総合計画では、地域の特性を活かした生産性の高い品目の規模拡大や施設化の促進を図り、農村景観・環境に配慮した持続的な農業の推進を基本方針としております。このことから、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、基本となる人と農地の問題の一体的な解決を目指して、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」

を策定し、担い手の育成や農業委員会と連携のもとに、担い手への農地の集積に努めてきたところであり、ます。更に、後志農業改良普及センター北後志支所、新おたる農業協同組合との密接な連携のもとに、営農指導の一環として、水稲・花卉ハウスに対する助成、地力増進対策、桜桃の結実促進事業の取り組みを推進しているほか、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備を進める農業体質強化基盤整備事業を引き続き推進しているところであります。また、施設化の促進に向けた支援のあり方について、平成25年度中に関係機関・団体と検討してまいります。なお、町では平成25年度から2年間、北海道から地域振興派遣として農業専門職員の派遣を受け農業政策の充実を図っており、今後におきましても職員交流や専門研修により、農政に精通した職員の確保・育成に努めてまいります。

2点目の「雇用労働力の確保、新規就農者への指導の強化とは、具体的にどのような対策により、現在の本町における諸問題を解決していくのか」について申し上げます。仁木町の基幹農産物である桜桃やミニトマトは、収穫・調整に多くの労働力が必要とされ、雇用労働力の確保が極めて重要なことから、引き続き外国人労働者が安定的に確保できるよう受入先の新おたる農業協同組合や仁木町商工会等への協力を努めてまいります。また、新たな雇用労働力の確保につきましても、今後、調査・研究をしてまいります。次に、新規就農者への指導の強化についてであります。本町農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、新規就農者を含めた担い手の育成が重要なことから、現在行っている仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合との連携した受入時の相談、研修先の紹介及び就農後の指導を進めてまいります。なお、新規就農者の定着を促進するため、後志農業改良普及センター北後志支所と連携して「農村ゼミナール」を開催しております。本年度からは桜桃コースの他、新たにトマトコース、醸造用ブドウコースを設置するなど、取り組みを強化したところであります。また、新規就農者に対する施策について、北海道農業担い手センター、仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合及び後志農業改良普及センター北後志支所と十分に協議し、一層の充実に努めてまいります。

3点目の「産地ブランド確立と販路拡大、6次産業化の推進について、本町の生産物をどのようにブランド化し、推進していくのか」につきましては、既に道外市場への販路拡大が進められているミニトマトと桜桃を中心に、常に仁木町産であることを強調し、私自らが営業マンとなって、仁木町ブランドのPRを積極的に行っております。また、平成13年度から新おたる農業協同組合に対して助成を行っておりますブランド産地確立事業につきましても、現在イベント等での農産物提供が主な内容となっておりますので、事業内容を見直し、仁木町ブランド確立に向けた取り組みを進めてまいります。販路拡大につきましては、6月に開催された第2回定例会の一般質問の『農業を中心とした活力あるまちづくりについて』でもお答えいたしました。具体的には有名レストランへの食材提供、テレビやインターネットによる通販、北海道プラットフォーム事業を活用した海外展開の取り組み等による販路の拡大を目指してまいります。更に、本町には個々の直売所はありますが、消費者の立場に立ってみると、1か所で多くの農産物を見ながら楽しむ場を作ることも必要であると考えております。

最後に6次産業化推進につきましては、6次産業化は農業者が生産・加工・流通・販売を一体化し、所得の増大を図るものですが、それに対しまして国から様々な支援があります。町といたしましても、農業者の創意工夫のもと、これら取り組みが推進されるよう広報等で積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）まず、1点目のところで「人・農地プラン」を策定し、担い手の育成や農業委員会と連携のもとに担い手への農地の集積に努めたところとあるが、一体どのように努めてきたのかお伺いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）川北農政課長から、ご説明を申し上げます。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）「人・農地プラン」につきましては、昨年度8月に策定しております。この中で、「人・農地プラン」にまず入っている部分ですけれども、昨年度は新規就農給付金、これの該当者についてはこの要件が必要であるということでこの中に該当者として載っております。それと、スーパーL資金の借入、これについても今後「人・農地プラン」へ要件となっておりますので、この方々について該当者ということで載せております。また今後、今年につきましても、新規就農、給付該当者3名おりますので、この計画につきましては、随時更新をしていくものであります。昨年作ったものが全てではありません。この計画に随時、今後仁木町の中核農業者となる方を載せていくということで、今年度、今後更新を考えております。これにつきましても、地域の農業者の代表であります農業委員さんの皆さん、それと地域農業を把握しておりますJA新おたと協力して検討し、更新を図っていききたいと考えております。それで、担い手の農地の集積でございますけれども、農業委員会と連携のもと、特に水田等の賃貸等につきましては、農業委員会と連携し地域の担い手に集積するように、現在努めているところであります。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）現在の、今聞いていますとね、「人・農地プラン」は青年就農給付金を受けるのが対象が一番多いと。その中で、担い手への農地集積はどのように行っているのか。また、高齢化が進み、遊休地や荒地が増えている中で、若い青年等が今後農業を担う中で面積を増やしたくても、増やせない状況があり、現在は国費事業で農地集積出し手受け手の支援が「人・農地プラン」に位置づけられている事業自体ができないこのような中、何を見て農地の集積を行っているのか。そこをお伺いします。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）只今の質問でございますけれども、集積につきましては、新しい新規就農者が今、農地を取得している段階で、現在の行っている方で水田につきましてはそういう賃貸等で集約が進んでおりますが、畑につきましては集約が進んでいない段階であります。今後につきましては、その中でいろいろ協議してやらなければならないと考えております。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の質問の中ですが、この中で国からの集積をすることによって補助金が出るんですよね。例えば、0.5畝以下の賃貸等を行う面積で30万円、一戸。0.5畝超2畝以下は50万円、2畝超える場合は70万円と、国からのこういう交付金がおりにっているんですよね。それをやるためには、交付対象農地は農地利用集積円滑化団体、又は農地保有合理化法人への10年以上の白紙委任を行った自作地となっていますよね。その中で、北海道全体を見回しますと152市町村がこれに加盟していると、出していると。その中で後志管内では、11町村なんですよ。昨年度は余市さんが出したみたいですよ。それと北後志

では、積丹町さんが出しています。仁木町として、これを円滑にすぐやるような体制をとっているのか、それをお伺いします。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）円滑化団体の関係です。それで、これにつきましては、町が作るとかJAが作るだとかっていう方法があります。それで現在、仁木町では、まだ円滑化団体の設立につきましては動いていない状態です。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）課長、まだって言うより、これって早くやる方が良いんじゃないですか。当然、これは、ここは基幹産業が農業なんですから、当然ここをやらなきゃならないことではないんですか。その中でね、農政課に人が足りないだとか、そういうのであれば、町長お願いしますよ、2人ぐらい増やしてやってください。どんなもんですか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、その現状をお聞きしまして、確かに仁木町、基幹産業が農業の町でありながら他町村から遅れをとっている事実も否認ませんが、私も今後、この町が本当に農業の町として取り組んでいくために、そういう農政課の部分もそうですけれども、来年度に向けて、私も新たな体制で取り組んでいきたいというふうに今いろいろ考えを固めつつあります。特に農政課に関しましても、今現状を見ますと、なかなか結果を出せないという部分が多々これまで見えておりますので、今後のこの仁木町の農業の部分をもっと強くしたいというふうに私も強く思っている次第でございますので、今後、来年に向けて、そういうことも含めて考えて努めてまいります。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今のこの集積に関しては前々から、22年度からやっている市町村が多いんですよ。それがゴーになった時にすぐ書類を出せるような状態になっていたっていうのは、私の情報の方で入っているんですが、急いでこういうのはやっていただかなければ本当に他町村に遅れますんで、今後ともというよりも、近々の課題としてこのあと進めていただきたいと思います。

次なんですけど、2問目です。施設化の促進に向けた支援のあり方について、25年度関係機関・団体と検討してまいります。施設化という部分は、それはハウス関係だとか、農業用ハウス関係だとか、具体的にはどのような施設化の方向で考えているのでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町といたしましては、緊急的には野菜等のハウス、そういう部分を支援したいと。また、営農指導の強化が必要とそういう緊急的なものをまず先に取り組むと。そして、長期的には総合的な集出荷施設や加工施設などの整備、そういうものを検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）今の答えを聞いて安心しました。今年度ですね、今の町の状況を見ますと、秋に採れる果物の中で、今100%取れるのはブドウです。その中で後半にとれるプルーンは、もうこの雨で8割から9割劣化しまして、収益になっていません。緊急対策で全てのものを加工に、1週間以内に出したもの

は加工にするという部分がありまして、先週ですね、そのプルーンを加工に農家の皆さんが収穫したという事例があります。そんな中、それがありましたので、先週からもう収穫できたブドウをそっちの方に手を回したもので、ブドウが今週暴落しちゃったんですよ。これはやっぱりこの町がね、プルーンなんかもやっぱり被覆がいるのかなという、当然ハウスをかけている人は何ともないですよ、7件くらいハウスかけている人がいるんですけど。今年の場合だと天候が非常に物を進めたっていうのは、平年より10日から2週間早く収穫ができたという状況です。そんな中、農業をやっている皆さんが、今後安定した収益を上げられることによって、この町はやっぱりね、ちゃんと税金でも何でも入ってきますので、その辺ご協力の方よろしくをお願いします。

2点目の雇用労働の確保は極めて重要なことと思います。この雇用の部分なんですが、新しい雇用労働の確保について、今後、調査・研究しますとあるんですよ。その中で、町長もちょっとわかっているかと思うんですが、今年初めて北大の25名が夏休み期間中ではありますが来ていただいたっていう、農業を体験して、ちょっと話す機会がありまして、目をキラキラさせて、これからの農業には未来はあるんだっていうようなことを述べていました。そういう点、急遽だったんで住宅が、当然こっちで住み込みでやるんで、住宅がないんですよ。それで急遽JAさんが探して、25人を入れた経緯があります。そんな中で、こういう部分で今後調査・研究をいたしますという部分で、当然そういうのも入ってくると思うんですけども、確保するために当然宿泊施設が欲しいんですよ。当然この町は、手作業でやる作物が多いもので、こういう夏休み期間中、2か月ぐらい入ってきてくれるのはすごくありがたいですよ。そういう部分で、宿泊施設、また関連ですが、新規就農者又は担い手育成をするための育成センター、そういう建物を建ててやるとか、この町にそういう育成センターへ入って研修して、町に住みついていただければ、当然固定資産税でも何でも上がっていきますよね、町のためにもなると思うんですよ。若者が入ってくるようにするためには、やっぱり実例を出さなきゃ駄目だと思うんですよ。実例というのは新規就農で入ってきて、その中で収益を上げられるものの実例がなければ駄目なんですよ。新規就農で入ってきて、最低でもこれだけの金額は上がって、収支計算したこれだけは残るんだ、生活していけるんだというもの出さなきゃならないんですよ、これからの農業は。だから、そういう部分で町として宿泊施設だとか、将来的に担い手育成センターを建てるだとか、そういう計画というのは頭の中にあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、この町の農業が抱えている問題というのは多々ありまして、あれもこれもっていう今の段階では、私もなかなか答えを出すことはできませんけれども、ただ、昨日たまたまテレビをつけていますと、仁木町とゆかりのある徳島県のある町ですね、名前はちょっと忘れてしまったんですけども、葉っぱビジネスということで、今葉っぱを全国各地で売り込んでいると。そこに若い人たちが今、インターンシップ制度というものを取り入れてですね、若い人たちが研究を兼ねながら、また、一労働者として農業体験をして行っていると。そういう部分を見ていまして、仁木町でも先日くだもの祭り又はお祭りでも、北大の生徒の皆さんがボランティアとして活動していただきました。私も、外から人を受け入れるには、まずこの町の農業というものを体験してもらって、いろんなことを勉強してもらうことももちろん大事であります、この町に残っていただけるかどうかは個人の問題ですけども、こちらとしてもやはり受入体制っていうものを、また環境整備っていうものを準備しておかなければ、そういう方々に対

しましても、選択をさせることもできないのかと、私もそういうふうを考えておりますので、これから新規就農者も含めてですね、行政としてやるべきことも多々あります。新規就農者が、収益が上がらないのであれば、私が考えていますのは、せめて新規就農者の方々をメインにとった農産物を販売できるような場所を確保したりとか、それが具体的に申しますと土日だけでもテントの下で1か所に集めて、新規就農者含め、又は町民が、個人で作っている農産物など1か所の場所で提供できるような場も必要ではないか、そういうことも考えております。その辺も、今後いろいろと早急ではありますけれども、調査して形にできるものにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）いろんなことを今町長に言っても、なかなか答えも出てこないとは思いますが、その中でいろいろな良いこと、悪いこと、当然出てくると思うんですよ、その中で、町長がこうだと思ようなことを参考にさせていただければと思います。

もう一つだけ、3点目の6次産業化ですね、町長とも話をしたことがあったと思うんですが。ブランド化、販路拡大、これって本当に難しいことなんですよ。私もいろいろやってきた中でも、本当に何をどうしたらいいのかっていうなかなかね、それがブランドになったのかなってないのか、なかなか難しいんですよ、これは。しかしながら、今PRをして売っているアイコっていうトマトに関しては、戦略的に1年目から関東の方に行きまして、関東の方へ行ってこういうものだという、他にはない、こういうものだっていうものを伝える、心から。伝えてそうやってきたことが、4年目で多分これで2億5000万を超えるでしょう、23件で。どこの産地、市場へ行ってもすごく高評価で、それはなぜかという、品質ですよ。人がやっていることとは違うこと、人が見に来ることをやらなければならないんですよ。この町に足りないのは、人がやらないことをやっていることによって、人が見に来たいと思わせることがないんですよ。ただ、果樹があり、米があり、産地の特産品は確かにあります、サクランボ、ブドウ、プルーン、米。けれども実際のところ、その時期だから行くかで今終わっているんだと思います。秋だから、ブドウ食べに行こう。7月だから、さくらんぼ狩りに行こう。しかし、町のブランド力っていうのは、仁木町っていう部分を私も全面的に今出していますけれども、仁木町というものを出していくためには、商品開発、サクランボでも良いです、プルーンでも良いんです、ブドウでも良いんです、トマトジュース、ジャムでも良いんです。こういうものを、周年、生食だったら期間だけ、その後のものは加工品でという部分、これが6次産業化なんですよ。今年みたいなこのプルーンが90%近く割れてしまったという部分では、ここに工場があれば、それをお金になるんですよ、実際のところ。当然この町で作らないで、よその会社にジャムなりジュースなりを作る会社があって、そこがキロなんぼでという部分で買っていたのが現状です。しかし、この町には…

○議長（山下敏二）嶋田君、意見あまり挟まないように、質問をしてください。

○3番（嶋田 茂）そういう中ですね、当然この町の良いものを6次産業化へ乗せていくべきだと思うんですよ。これをこれから先に推進していくのに、あんまり年数をかけないでやってほしいんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先日も私、期成会のために上京して、その時に嶋田議員からいただきましたトマト

をあるレストランに持って行って、いろいろ活動していました。ただ、仁木町の物っていう農産物っていうアピールというのは、一つ箱を見ても仁木町産という部分がなかなか謳っていないと。小さくは書いていますけれども、そういうところで昔からこの仁木町というところは、そういう農産物を作ることが目的であり、販売するってところがまだまだ足りなかったのではないかと。嶋田議員は生産者としてだけではなく、販売者として今いろいろ動いて回って、いろんな通販なりいろいろところで営業されておりますけれども、やはりこれから農家の人たちもそういう部分をもって、自分たちの作った農産物をただ作るのではなく、それを販売する、そしてしてはそれを加工できる、それぐらいまでに至れるように、私も早急に取り組んで参りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）以上で終わりますが、今後とも新しく町長が心に思っていることを、当然それに職員の皆さんも町長に付いて、それに向かってくるように、町長のこれからの勉強とまた仕事ぶりを私の方もわからないことあればお教えますし、当然この仁木町を良くしていかなきゃならないんで、今後何かあれば私の方に言ってください。終わります。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

昼食のため、1時20分まで休憩をとります。

休 憩 午後 0時16分

再 開 午後 1時20分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 議案第1号

平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山下敏二）日程第9、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。『平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。続きまして、議案第2号でございます。『平成24年度余市郡仁木町国民健

康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上でございます。

○議長（山下敏二）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、上村議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成24年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し閉会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く、議員7名で構成する、平成24年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成24年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長の互選を願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時24分

再 開 午後 1時39分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。平成24年度各会計決算特別委員会委員長に嶋田君、副委員長に大野君が互選されました。閉会中の審査、よろしく願います。

資料要求の件についてお諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって、町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに、決定しました。

日程第13 議案第5号

平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号)

○議長（山下敏二）日程第13、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1939万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4468万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の追加及び変更は第2表 地方債補正による。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第5号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1億1939万3000円を追加し、補正後の歳入合計額を30億4468万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費から13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1億1939万3000円を追加し、補正後の歳出合計額を30億4468万9000円とするものでございます。

次に3ページ、第2表 地方債補正、1. 追加でございます。防災用備蓄庫整備事業のため、緊急防災減災事業債360万円の追加でございます。

次に4ページ、地方債補正、2. 変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更で、本年度の発行可能額が決定されましたので、それに基づき70万2000円を追加し、補正後の限度額を1億1570万2000円に変更するものでございます。この臨時財政対策債については、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債で、毎年度元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

続きまして、5ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金1968万5000円、地方債360万円、その他財源25万円、一般財源が9585万8000円とそれぞれ増となっております。

次に7ページ、歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、60万1000円で決定されましたので、19万9000円を減額するものでございます。

次に8ページ、10款、1項、1目、地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が17億6196万円で

決定されましたので、当初予算額16億8000万円に8196万円を追加し、特別交付税と合わせた予算額を18億7696万円とするものでございます。前年度の普通交付税と比較いたしますと2055万4000円、1.2%の増となっております。その主な要因としましては、基準財政需要額の公債費が2549万円の増、本年度創設されました臨時費目である地域の元気づくり推進費が2094万3000円の皆増、反対に個別算定経費は1535万3000円の減、包括算定経費は1216万9000円の減となったこと等によるものでございます。

次に9ページ、14款．国庫支出金、2項．国庫補助金、1目．民生費国庫補助金の子育て支援交付金につきましては、道補助金に制度移管されたため、411万7000円全額を道補助金に組替減額するものでございます。2目．土木費国庫補助金につきましては、平内団地解体工事に係る社会資本整備総合交付金698万2000円の追加でございます。4目．総務費国庫補助金につきましては、国の平成24年度補正予算で緊急経済対策に盛り込まれた地域の元気臨時交付金の交付限度額が801万円に確定したことに伴う追加で、財源充当先は一般廃棄物処理施設整備事業でございます。

次に10ページ、15款．道支出金、2項．道補助金、1目．総務費補助金60万円の追加につきましては、地域づくり総合交付金の交付決定に伴う補正でございます。2目．民生費補助金795万9000円につきましては、子育て支援対策事業補助金で国庫補助金からの組替分の他、後ほど説明する歳出補正に係る補助金を追加するものでございます。4目．農林水産業費補助金につきましては、環境保全型農業直接支払交付金事業実施に伴う補助金22万7000円の追加でございます。6目．商工費補助金につきましては、目を新設し額が確定した北海道消費者行政活性化事業補助金8000円を追加するものでございます。3項．道委託金、1目．総務費委託金につきましては、住宅統計調査及び経済センサス、それぞれの交付決定に基づく増減で合わせて1万6000円の追加でございます。

次に11ページ、17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、8月までの一般寄附金が210万円となったことから、当初予算の1万円に209万円を追加するものでございます。

次に12ページ、18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目．ふるさと振興基金繰入金につきましては、寄附者のご意向により、仁木中学校への図書購入費の財源として25万円を追加するものでございます。この後の歳出の教育費で図書購入費用を同額計上してございます。

次に13ページ、20款．諸収入、5項．4目．雑入につきましては、平成24年度北後志消防組合負担金精算還付金712万円、平成24年度北しりべし廃棄物処理広域連合負担金精算還付金183万7000円、平成24年度後志教育研修センター負担金精算還付金1万6000円、合わせて897万3000円の追加でございます。7目．過年度収入につきましては、目を新設し、平成24年度重度心身障害者負担金の精算に伴う過年度収入233万2000円を追加するもので、内訳としましては障害児給付費等負担金が3万9000円、障害者自立支援給付費負担金が229万3000円でございます。

次に14ページ、21款．1項．町債、5目．消防債及び6目．臨時財政対策債につきましては、先ほど3ページと4ページの地方債補正で説明したものでございます。

歳入を終わりました15ページ、歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、4目．財産管理費62万1000円の追加につきましては、役場庁舎館内放送基盤取替修繕費等の補正でございます。9目．ふるさとづくり事業費につきましては、8月までの寄附金210万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。4項．選挙費、3目．仁木町長選挙・町議会議員補欠選挙費につきましては、執行残150万8000

円の減額でございます。

次に17ページでございます。5項、統計調査費、4目、住宅統計調査費につきましては、調査員1名の増に伴う報酬9000円の追加でございます。5目、経済センサス費は財源内訳の変更でございます。

次に18ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、心身障害者特別対策費124万円の追加につきましては、平成24年度障害者自立支援給付費負担金の精算に係る返還金の補正でございます。内訳は、障害福祉サービス費等支弁経費が86万4000円、補装具費21万1000円、障害者医療費負担金16万5000円でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費493万8000円の追加につきましては、先程の行政報告にもありましたとおり、本年度申請予定の子育て支援対策事業に係る職員手当15万円、子ども・子育て支援ニーズ調査分析等業務委託料136万5000円、事業者となるよいち福祉会にき保育園への補助金342万3000円を補正するものでございます。

次に20ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は1904万7000円の追加でございます。行政報告にもありましたとおり、一般廃棄物処理施設内に新設する破碎設備の工事請負費1890万円の補正及び北後志衛生施設組合白岩施設の門柱修理に係る負担金14万7000円の補正でございます。

次に21ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、老朽化が著しい軽ワゴン車の新車購入経費140万7000円の追加でございます。3目、農業振興費につきましては、環境保全型農業直接支払交付金事業を実施する2社に対する補助金45万6000円の追加でございます。5目、山村振興施設費につきましては、銀山生活改善センターの温風暖房器取替工事請負費295万7000円の追加でございます。

次に22ページ、7目、農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきの非常用発電機及び製氷機の修繕等に係る指定管理委託料52万2000円の追加でございます。

次に23ページ、7款、1項、商工費、2目、商工振興費は、財源内訳の変更でございます。

次に24ページ、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費5万3000円の追加につきましては、道路愛護活動実施延長の増に伴う謝礼金の不足額を補正するものでございます。2目、道路維持費228万7000円につきましては、除雪委託料の追加でございます。先程の行政報告のとおり、町所有小型ロータリの故障により、委託業者の自社機械として再積算し不足見込み額を補正するものでございます。4項、住宅費、1目、住宅管理費1354万8000円の追加につきましては、町営住宅の修繕費124万円の追加、空家住宅水道メーター使用料1万3000円の追加、25ページにまいりまして、みずほ32の給水管改修工事請負費の執行残14万7000円の減額、町営住宅ガス警報器取替工事請負費の執行残152万3000円の減額及び行政報告にありましたとおり平内団地解体工事請負費の追加でございます。

次に26ページでございます。9款、1項、消防費、3目、災害対策費につきましては、自主防災組織設立等支援事業費として、11節、需用費60万円と18節、備品購入費60万円の計120万円の補正、それと行政報告でありましたとおり、防災用備蓄庫整備事業費として12節、役務費3万7000円、13節、委託料362万3000円の計366万円の補正で、合わせて486万円を追加するものでございます。

次に27ページ、10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費につきましては、銀山中学校のシュレッダー購入経費15万円の追加でございます。2目、教育振興費につきましては、寄附者のご意向により、

仁木中学校への図書備品購入費25万円を追加するものでございます。

次に28ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、2目、減債基金費につきましては、予算調整として6645万6000円を積み立てるものでございます。

29ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。18ページのこの子育て支援のことなんですけれども、道支出金でこの子育て支援事業補助金というのは出ていますけれどもね、これは町長の行政報告の中では、よいち福祉会から要請があってこういうことをしたのか。国が今こども・子育て支援会議を設立して、そういう設置をしろというのを言っているのと同じものなのかどうか。そこをお聞きしたいんですけれども。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対しまして、門脇課長からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）この部分につきましては、先程の行政報告の中でもお話しがあったように、後志管内においても、ほとんどがこういう子育て支援についての窓口といいますか、この交流センターを運営しております。ただ、今まで仁木町においてはすくすく広場というものがあまして、ここの中で週1でありましたけれども、子育ての悩みであるとか、栄養指導であるとか、それからまた成長に応じての障がい部分であるとか、また、子育ての悩みとかいろんな部分をここの中でやっていたわけなんですけれども、今回よいち福祉会の方にき保育園を運営しております部分で、今回地域の子育て支援拠点事業ということで進めるという部分を、今回申請をいたしまして行うというものです。それでの補正をここで、9月で行うという内容で進めたものでございます。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）これは、今後ずっとこの事業を福祉会の方に委託してやってもらうということになるのでしょうか。北町1丁目の今改造して民家をやっているようなんですけれども、その直すのはよいち福祉会の方で直しているかと思うんですけれども、その子育て支援会議っていうか、町でそこに丸投げしてしまうということになるのでしょうか。その点お聞きしたいんですけど。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これについては、丸投げということではございませんで、実際にすくすく広場の対象といいますのは、現実の中では保育園や幼稚園へ通っていない、お母様が働かないっていいですか、子供と一緒に生活をしているそういう中での育児の支援ということでやっていたわけなんですけれども、これは今回のこの事業の中で補完的に行っていくということで、1日5時間、5日間ということで、ここの中でお母さんと子供と一緒にですね、子育てのいろんな悩みであるとか、また、遊びであるとか、そのようなものの他に、町の方からもすくすく広場でやっての週1日の2時間とちょっと短いものですから、そこに対する応援といいますか、当然栄養の問題、離乳食の問題とかですね、それから子育ての部分での親からの悩みであるとか、また、子供が育っていく中で、ここは3歳未満でありますけれども、そこの中での

相談を町も一緒になってやっていくということで、来年の3月までの予算の計上とさせていただいてやっております。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）1日5時間ということですが、そこに親子で遊びに行けるっていうのはすごく良いことだと思うんですが、費用とかは無料で、住宅を提供してもらえるのかどうか。その点。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）来る方につきましては、無料ということになります。現在、すすく広場の方には、親子さん含めて約10組の方が来られていますので、おおよそ、実際には40名弱のお子さんがありますので、こういうことも町の方からも啓蒙っていいですか、広報でお知らせをしたり、本当に気安くですね、ここの中に来ていただいて相談していただけるような、そういう環境づくりをしていきたいということでございます。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）その場にいる人は、保育士さんの免許を持っているとあって、人が必ずいるということになるのだったら、本当に今までお母さん方だけで、ただちょっとこうお話しするだけだったんですが、そこに保育士さんがいて、いろんなことを教えてくれたりしてもらえるのはすごく助かると思うんですね。図書というか、私たちが読み聞かせでちょっとすすくなんかにも行かせてもらったことがあるんですが、やはり保健師さんが来ないときはやっぱりお母さん方がただ話しているだけで終わってしまうっていうことがありましたのでね、そういうことはすごく良いことなんですけれども、国のその子育て支援会議をつくるっていうこととは別なんですか。皆でこれからこう話し合って、今までエンゼルプランとかいろいろありましたけれども、そういう子育て支援会議を作るっていうこととはこれは別な予算で、道から補助金がこれ出ているんでしょうか。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）子育て支援会議とはまた違うものでございます。それで今言いましたように、拠点事業ということで開きますので、交流はもちろん、相談、それから関連情報の部分の提供でありますとか支援に対してのもの、こういうようなものを含めて常勤の職員1名、これは保育士でございます。その他に非常勤の職員1名ということで、1名ではなかなか危ない部分もありますので、そういう部分も含めて、道の方とそれから町の方で費用を見ながら、進めていくという内容でございます。以上です。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

他に質疑ありませんか。大野君。

○5番（大野雅義）5番、大野です。行政報告の中でもありましたけれども、平内団地の1名の方が亡くなられたと。それによって解体工事をするよということの報告がありますけれども、この1名の方が、大分長かったと思うんですが、その期間はどのぐらいあったのか。1名になった時から、亡くなるまでの12月15日まで。それと、この跡地はどのような管理をする予定になっているのか。その辺わかりましたら。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問につきまして、林担当課長からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）この方はですね、平成8年度にですね、平内団地に入居されまして、平成13年度からですね、平成24年ですか12月まで、1人でお住まいになっておりました。団地の解体の跡地につきましては、今のところ使用する計画もありませんので、ただの空地ということで考えております。以上です。

○議長（山下敏二）他にありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。26ページの消防費の中で、町長から行政報告の中で、防災用備蓄庫の整備事業についてのお話がありました。その中で金額的には別に問題はございませんけれども、ちょっと2～3点聞かしていただきたいと思うのは、この防災用備蓄庫、確かに作ることは良いんです。良いんですけれども、これの防災、例えばどういう時の防災、例えばですね、ここの町の拠点、海拔何mございますか。そういった中でですね、例えば津波の想定をした場合に、この平屋建ての防災庫で対応ができるのか。そういうことまで想定した中で、この鉄筋コンクリート造りの平屋建てを防災の備蓄庫ということで建てられるのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の横関議員の質問に対してまして、鈴木課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問にお答えいたします。防災用備蓄庫整備事業につきましては、本年度の事業の中で実施設計、来年度施工を予定しておりますのでございます。この度、有利な財源措置があるということで、25年度の中で計上しながら進めていきたいと考えているところでございます。建設予定地につきましては、行政報告でもございましたとおり、西町1丁目保健センター裏手の旧ゲートボール場を予定しているところでございます。そのの海拔につきましては、役場庁舎自体が8.4mの高さということでございます。津波のシミュレーションについては、まだ日本海側、道からの報告はなされていない状況ではありますが、余市川が大雨になって洪水ということで平成22年度に作成いたしました洪水のですね、浸水シミュレーションによって、若干役場庁舎も浸水する範囲にはなっておりますが、それに耐えうるだけの高さを設定した上で、建築していくというふうに考えているものでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今の回答では津波に対してはちょっとわからないということで、川の氾濫については若干疑問符が残るといような部分でございました。それを踏まえて、床高にするという計画があるということですが、この中で車両3台も入れる、発電機も置くと、ヒーターも置くというようなことも入っております。食料品、毛布等、こういうことを見ますと、かなりの床上をしなきゃならないのかなというふうに思うところなんですけれども、後からもうちょっとお聞きしますけれども、本当にここの場所で安全に備蓄庫として役に立つのか、その辺皆さん管理職でやっているのかなと思うんですけれども、今の昨今、この気象の関係からいきますとですね、余市川もですね、相当昔には氾濫してこの辺もかなりの水没した経過がございます。そういった点を踏まえますとですね、かなりの危険度があるのかなと思いますけれども、その辺これからの設計段階においてですね、よく検討した上でこのようなところを建ててほしいなというふうに思っているところであります。

それとですね、もう1点はですね、この食料品、毛布等の備蓄ですが、この辺で浸かるというこ

とは、ここに避難場がおそらく浸かると思うんですね。山村センター、小学校、中学校にしてもまず浸かるのは間違いないと思うんですけれども、その辺でですね、これを果たしてどこへ運んでいくのか。一応は公共施設、避難用地となっておりますけれども、その水没を想定しているのであれば、もうちょっとこれ深く突っ込んで考える必要があるのではないかなと思います。

それとですね、もう1点はですね、先程関連するんですけれども、フルーツパークの指定管理料の補正が出ていまして、その中にフルーツパークも指定管理者であって、避難所になっているわけです。そして今、最近こう思われているんですよね、あそこへ行ってみると冬期間もそうですけれども、これから秋、春先、ボイラーが回っていない。そういった中でですね、今後避難先として考えている中で町としては、そういうことを想定した中でもうちょっと目配りをしてですね、避難所になぜ年間通してボイラーが入るような方式をとらないのか。その辺もちょっと合せ兼ねまして、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問について、お答えしたいと思います。まず、防災用備蓄庫整備事業につきましては、関係課と十分検討の上、設計段階において考慮した上で進めていくということでご理解いただきたいと思います。また、関係の備蓄食料についてはですね、ある程度の賞味期限等がございますので、毎年この後実施していく予定でございます防災訓練におきまして、賞味期限前に参加者にお配りするなど、そういったサイクルを考えながら食料等についての件も備蓄品についても、啓蒙していくことで考えております。

また、フルーツパークにきの関係についてもお質問がございました。フルーツパークにきは、町が指定している避難所の一つでもございます。高台にある関係もございますので、何かありましたらそちらに避難するということも想定されると思われま。冬期間については、現在閉鎖していることもありまして、ボイラーの使用等も現在使用していないという状況もございますが、新年度に向けて年間を通じましてボイラーが使用できるような、そういった検討を今後していきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）倉庫についてはこれからですね、床高の設計とか、いろんなそのある程度の水位に耐えられるような検討をよろしくお願いいたします。

また、フルーツパークに関しましてはですね、来年に向けて検討するようなお話でございますけれども、もう現在既にですね、あそこは避難指定場所なんですよ。そして、今そういうような悠長なことを言っていて良いのか。災害っていうのはですね、今現在も来ないとは限らないんですよ。そういった中でやはりあそこにも避難所としての食料品の備蓄、毛布等の備蓄、それから非常用の電気も必要なんです。元々、ここ最近ずっとあそこに、レストランに行くお客さんも、秋口になると寒くていられないというような苦情も出ております。そういった中で、やはり早急な対応が必要だと思うんですけれども、避難指定地域になっていて、これからこの寒い秋を迎え、冬を迎え、そのような悠長な考えでいいのかどうか、その辺ももう一度お伺いします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、横関議員のフルーツパークの件なんですけれども、確かに今現状を考えてみま

すと、避難場所としての認識というのはまだまだ足りないという部分は、我々も感じております。ただ、今避難所としての役割、そしてまた、フルーツパークそのものとしての施設の役割、それぞれの、ちゃんと住み分けをして認識を変え、防災用の施設としての取り組みについて、また、ボイラーの件に関してもそうですけれども、検討して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

他に、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長（山下敏二）日程第14、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』、平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6171万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第6号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。6款、広域連合支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額16万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を6171万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額16万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を6171万7000円とするものでございます。

次に3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳につきましては、その他財源16万9000円の増となっております。

次に5ページをお開き願います。歳入でございます。款を新設し、6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの交付内示に基づく16万9000円の追加計上でございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費16万9000円の追加につきましては、後期高齢者医療制度の周知に係る広報経費の計上でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第7号でございます。『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』ご説明申し上げます。

仁木町税条例の一部を改正する条例案につきましては、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。1点目といたしましては、公的年金からの特別徴収の見直しでございます。納税義務者の便宜や市町村の徴収事務効率化を図るため、平成28年10月以降の仮特別徴収税額の算出方法が見直されます。徴収額の平準化を図るため、現在は前年度分の本徴収額を仮徴収額としていますが、これからは前年度の年税額の2分の1に相当する額となります。また、平成28年10月以降は特別徴収の継続要件も見直され、特別徴収税額を通知した後に税額が変更された場合や付加期日後に転出した場合でも、特別徴収の本徴収は継続されることとなります。

2点目といたしましては、金融所得課税の一体化でございます。平成28年1月1日以降、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算の範囲を一定の公社債等の利子などや譲渡損益に拡大するとともに、非課税とされている公社債等の譲渡益について、申告分離課税の対象とすることとなります。なお、改正条例附則といたしまして、議案の3ページでございますが、附則第1条、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものとし、経過措置については、第2条で定めてございます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第47条の2につきましては、公的年金からの特別徴収に当たり、特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に転出した場合でも、特別徴収を継続するよう改正するものでございます。第47条の5につきましては、現在、前年度分の本徴収額を仮徴収額としていますが、これからは前年度の年税額の2分の1に相当する額とするよう改正するものでございます。

次に、2ページ中段左側、附則第7条の4につきましては、規定の新設に合わせた引用条項の追加でございます。附則第16条の3につきましては、特定公社債の利子が上場株式等に係る配当の対象に追加されたことによる改正でございます。

次に、4ページ中段左側、附則第19条及び5ページ下段左側、附則第19条の2につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に分けたことに伴う規定の整備で、附則第19条は一般株式等に係る譲渡所得等にかかる改正、附則第19条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等にかかる改正でございます。右側の旧附則第19条の2から6ページ中段の第19条の3、第19条の4、第19条の5、7ページ中段右側の第19条の6、9ページ中段右側の第20条につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

次に、11ページでございます。左側の附則第20条につきましては、旧附則第20条の2を繰り上げ、規程

に合わせた引用条項の改正でございます。

次に、12ページ右側の旧附則第20条の3につきましても、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除するものでございます。

次に、13ページでございます。左側の附則第20条の2につきましても、旧附則第20条の4を繰り上げた上で、規定に合わせた引用条項に改正するものでございます。

次に、16ページ右側中段の旧附則第20条の5につきましても、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除するものでございます。16ページ下段から17ページにかけては、改正附則により施行期日と経過措置を定めたものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。上村君。

○7番（上村智恵子）今の説明ではちょっとわかりかねるんですけども、個人住民税を公的年金から引き落とす場合に、今までとどう違うのか。今までは仮に設定したもので分けて徴収していたやつを今度はどういうふうにするのかちょっと、もうちょっとわかりやすくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）今までは、前年度分の本徴収額を仮徴収額としておりましたので、場合によっては還付等が発生する場合があったんですけども、そういうことがなくなるように今後は、前年度の年税額のとりにあらず2分の1と、2分の1に相当する額を仮徴収して、残りを本徴収していくという形になるので還付だとかという事務が軽減されることになるだけで、お支払いなる住民税については当然変わりはありません。徴収方法が変わるといことで、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』

て』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第8号でございます。『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、泉谷ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）それでは、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明いたします。

最初に、改正の背景についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されましたが、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴い、本町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。第27条におきましては、引用規定であります仁木町税条例について法令番号を追加してございます。附則第2項以降につきましては、主に株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに改組したことに伴う所要の規定の整備と上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行ってございます。以上が主な内容でございます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページ目をお開き願います。右が現行、左が改正案となっております。第27条につきましては、引用規定であります仁木町税条例の法令番号を追加したものでございます。附則2につきましては、閉じカッコの数が多かったことから、削ったものでございます。附則3につきましては、法改正に合わせて改正するもので上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

2ページをお開き願います。附則6につきましても法改正に合わせて改正するもので、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。現行の附則7及び8につきましては、法令では、国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと。単に課税標準の計算の細目を定めるものであることなどの理由により、条例の性格を踏まえ削除したもので、現行の附則9、11及び15につきましても同様に削除してございます。改正案の附則7につきましては、法規定の新設に合わせた新設でございまして、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設したものでございます。

3ページをお開き願います。現行の附則8及び9号を削除したことに伴い、現行の附則10が繰り上がり、改正案の附則8となっております。現行の附則11も削除したことにより、現行の附則12が改正案の附則9に繰り上がってございます。

4ページをお開き願います。附則の削除に伴う繰り上がりにより、現行の附則13が改正案の附則10へ、現行の附則14が改正案の附則11にそれぞれ変更となったものでございます。併せて、改正案の附則14では、

条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備をしてございます。改正案の附則は施行期日の定めでございます。第27条及び附則第2項を除いた改正規定は、平成29年1月1日から施行するというものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第17、議案第9号『北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第9号でございます。『北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について』、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成25年9月25日提出、仁木町町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、泉谷ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）議案第9号『北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について』、ご説明いたします。

変更の趣旨をご説明いたします。この変更は北海道後期高齢者医療広域連合に対して、構成市町村が負担する共通経費のうち、人口割に係る規定を変更するものでございます。共通経費は均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%の負担割合で構成されており、そのうちの人口割については、別表第2、備考2で前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によると規定してございます。

が、住民基本台帳法の一部改正に伴い、この規定から及び外国人登録原票を削るというものでございます。規約の変更に当たっては、地方自治法第291条の3の規定により、関係市町村の協議によりこれを定め、北海道知事への届け出が必要とされていることから、本町におきましても、本定例会に提案させていただいたものでございます。以上が変更の趣旨でございます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページ目をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。備考2につきまして、住民基本台帳法の一部改正に伴い、入国管理及び難民認定法上の在留資格を持って適法に3か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対象とされ、外国人住民となることから、及び外国人登録原票を削除するものでございます。改正案の附則は施行期日の定めでございます。1といたしまして、この規約は北海道知事への届け出をした日から施行するというものでございます。また、2といたしまして、改正後の規定は平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるというものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 同意第4号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（山下敏二）日程第18、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第4号でございます。『仁木町教育委員会委員の任命について』、仁木町教育委員会委員 瀬野淳一は、平成25年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山1丁目332番地2、瀬野淳一。昭和32年1月30日生まれ。

瀬野淳一氏の経歴について、申し上げます。昭和50年3月小樽商業高等学校をご卒業され、同年4月に北星学園大学文学部社会福祉学科に入学、昭和54年3月同校卒業しまして、同年4月には社会福祉法人札幌報恩学園銀山学園に就職してございます。平成15年4月からは、社会福祉法人後志報恩会銀山学園施設長として、現在に至っております。平成15年4月から平成20年7月まで同法人えんれいそうのセンター長を務め、平成16年12月から社会福祉法人後志報恩会評議員として現在に至っております。

主な役職等につきましては、昭和51年4月から平成16年3月まで仁木町体育協会理事、平成4年4月から平成20年3月まで銀山コミュニティ推進協議会事務局会計、平成7年6月から平成13年5月まで仁木町体育指導委員として務めてございました。平成15年4月から平成20年9月まで後志地区介護認定審査会委員、平成15年4月から現在まで仁木町特別支援教育育成会監査同じく北海道ソーシャルワーカー協会の理事、兼ねて事務局、平成19年6月から平成21年5月まで札幌方面余市警察署評議会会長として務めてございます。平成18年4月から現在まで社団法人北海道知的障害福祉協会理事、兼ねて構成施設部会長、平成20年4月から現在まで銀山コミュニティ推進協議会理事、平成22年4月から平成25年3月まで財団法人日本知的障害者福祉協会理事、兼ねて生活支援部会部会長、平成25年4月から現在まで社団法人北海道知的障害福祉協会施設入所支援部会部会長、同じく広域財団法人日本知的障害者福祉協会障害者支援施設部会部会長を歴任されております。賞罰でございますが、平成11年に北海道社会福祉協議会会長表彰を受賞してございます。平成16年4月から現在まで3期9年6か月、仁木町教育委員会委員を歴任され、平成23年3月からは、委員長職務代理者としてその職責を全うされ、豊富な知識と経験によりその活動の実績は高く評価されております。地域の信望も厚く、福祉はもとより教育文化スポーツ経済の発展にご尽力されております。このことから、瀬野淳一氏は教育委員会委員として適任と考えるので、再任にご同意くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 3時15分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第19 同意第5号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山下敏二）日程第19、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第5号でございます。『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、仁木町固定資産評価審査委員会委員 河井 猛は、平成25年12月13日にその任期を満了するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成25年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目1183番地、河井 猛。昭和17年3月17日生まれ。

河井 猛氏の経歴について申し上げます。河井 猛氏は昭和17年3月17日生まれで、現在満71歳であり、住所は仁木町大江2丁目1183番地で、経歴につきましては、昭和35年3月に北海道立余市高等学校をご卒業され、その後、家業の農業を営まれ、現在に至っております。

これまでの主な経歴といたしましては、平成5年4月から仁木町民生委員児童委員、平成13年12月から仁木町民生委員児童委員副会長として、地域の福祉活動にご尽力されております。また、大江中央町内会長や大江農事組合長、仁木町トマト生産組合副組合長なども歴任されております。更に、大江小学校PTA会長をはじめ、大江子供会育成会会長。仁木中学校PTA副会長など、学校教育並びに青少年の健全育成にもご尽力されてまいりました。固定資産の評価にあたっては、正確性・信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、河井 猛氏は過去7期の固定資産評価審査委員としての実績からも適任であり、再任いたしたいと考えておりますので、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決

定しました。

日程第20 意見案第10号

道州制導入に断固反対する意見書

○議長（山下敏二）日程第20、意見案第10号『道州制導入に断固反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の8ページです。

意見案第10号『道州制導入に断固反対する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、林正一議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一次順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣、道州制担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『道州制導入に断固反対する意見書』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、意見案第10号『道州制導入に断固反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 意見案第11号

地方財政の拡充に関する意見書

○議長（山下敏二）日程第21、意見案第11号『地方財政の拡充に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。嶋田君。

○3番（嶋田 茂）意見案第11号『地方財政の拡充に関する意見書』、提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の10ページです。

意見案第11号『地方財政の拡充に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出。提出者は、嶋田 茂。賛成者は、住吉英子議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房

長官です。ご可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『地方財政の拡充に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『地方財政の拡充に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第12号

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第22、意見案第12号『大規模地震等災害対策の促進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の12ページです。

意見案第12号『大規模地震等災害対策の促進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へ戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『大規模地震等災害対策の促進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『大規模地震等災害対策の促進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第13号

鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第23、意見案第13号『鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の14ページです。

意見案第13号『鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第13号『鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第14号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第24、意見案第14号『若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の16ページです。

意見案第14号『若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり

り提出する。平成25年9月25日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第14『若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第14号『若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第15号

J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第25号、意見案第15号『J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の18ページです。

意見案第15号『J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第15号『JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第15号『JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 意見案第16号

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第26、意見案第16号『北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の20ページです。

意見案第16号『北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書』、上記意見を別紙のとおり提出する。平成25年9月25日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は、北海道知事、北海道議会議長です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから意見案第16号『北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第16号『北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議員の派遣

○議長（山下敏二）日程第27『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成25年10月26日北見市で開催

される北海道女性議員協議会総会へ、住吉君、上村君を、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成25年10月26日の北見市での総会に住吉君、上村君を、派遣することに決定しました。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第28『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第29『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時40分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成25年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。今定例会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の格別なご審議のもとご可決賜り、衷心より感謝とお礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様からいただきましたご意見・ご提言などにつきましては、今後の町政に当たりまして、これを十分尊重させていただき、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

さて、町内では秋の収穫の繁忙期を迎えている中、あと数か月で再び厳しい寒さと向き合わなければならない季節が訪れようとしております。農業に携わる方々にとっては、農閑期も何かと忙しいと伺っておりますが、こういうときにこそ私も農家の方々と膝を交え、話し合う機会を持ちたいと考えておりますし、農業は決して単年度で作業を行うものではなく、毎年進化させながら継続的に作業を行うべきものであると捉え、新たな農業を目指して皆さんと共に邁進してまいります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜り、また、今後とも町政発展のために、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成25年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 3時43分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成25年9月25日(1日間)
 (開会 ~ 午前9時30分 / 閉会 ~ 午後3時43分)

| 議案番号 | 議 件 名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|---------------------------------------|----------|-------|
| 報告第1号 | 平成24年度決算に基づく健全化判断比率報告書 | H25.9.25 | 報 告 |
| 報告第2号 | 平成24年度決算に基づく資金不足比率報告書 | H25.9.25 | 報 告 |
| 議案第1号 | 平成24年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について | H25.9.25 | 委員会付託 |
| 議案第2号 | 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | H25.9.25 | 委員会付託 |
| 議案第3号 | 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | H25.9.25 | 委員会付託 |
| 議案第4号 | 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | H25.9.25 | 委員会付託 |
| 議案第5号 | 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号) | H25.9.25 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | H25.9.25 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について | H25.9.25 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について | H25.9.25 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議について | H25.9.25 | 原案可決 |
| 同意第4号 | 仁木町教育委員会委員の任命について | H25.9.25 | 同意可決 |
| 同意第5号 | 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について | H25.9.25 | 同意可決 |
| 意見案第10号 | 道州制導入に断固反対する意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第11号 | 地方財政の拡充に関する意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第12号 | 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第13号 | 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第14号 | 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第15号 | J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |
| 意見案第16号 | 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書 | H25.9.25 | 原案可決 |